

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報告の件

○議長（中村 敦君） ここで、報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の須田洋一総務課長、大原清志財務課長及び佐々木雅昭学校教育課長が欠席のため、内田陽久総務課人事係長、新谷大輔財務課財政係長及び増田義和学校教育課課長補佐兼こども育成係長がそれぞれ代理出席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎報第4号の説明・質疑

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、報第4号 令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

財務課係長。

○財務課係長（新谷大輔君） それでは、報第4号 令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の1ページをお開きください。

1ページは議案のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を次の2ページ、3ページのとおり調製いたしましたので、御報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において、「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならない」と規定されておりますので、今議会において、報告させていただくものです。

それでは、2ページから3ページの令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を御

覧ください。

繰り越しをいたしました事業は、記載のとおりで、いずれも年度内完了の見込みがつかず、令和5年3月定例会におきまして予算の議決及び3月31日専決予算で御承認を頂いたものでございます。

1件目は、2款総務費、1項総務管理費、事業名は新庁舎等建設推進事業、内容は、旧稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託で、翌年度繰越額は339万円、繰り越しの理由は、新庁舎新築棟の設計との調整に不測の日数を要し、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

2件目は、4款衛生費、1項保健衛生費、出産・子育て応援金給付事業、内容は出産・子育て応援金システム改修業務委託、金額は323万4,000円、繰り越しの理由は、システム改修に不測の日数を要し、年度内の完了が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

3件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、道路維持事業、内容は市道維持補修工事で、金額は2,000万円、繰り越しの理由は、令和5年度当初予算より前倒しで実施するため、3月補正にて予算計上したもので、3月中に発注済みであるものの、年度内完了が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

4件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、道路維持事業、内容は市道敷根1号線落石防止工事で、金額は2,425万円、繰り越しの理由は、材料の入荷に不測の日数を要し、年度内の完了が不可能なため繰り越すもの。こちらは令和5年5月末に完成しております。

5件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業、内容は本郷橋大規模修繕工事で、金額は3,326万1,000円、繰り越しの理由は、本郷橋直下の護岸について、静岡県による修繕工事が急遽必要になったことから、工事期間に不測の日数を要し、年度内の完成が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

6件目は、7款土木費、3項河川費、排水路維持事業、内容は排水路維持補修工事で、金額は1,000万円、繰り越しの理由は、3件目の道路維持補修工事と同様に令和5年度当初予算より前倒しで実施するため、3月補正にて予算計上したもので、3月中に発注済みであるものの、年度内の完成が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

7件目は、7款土木費、5項都市計画費、都市計画マスタープラン推進事業、内容は旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託、金額は300万円、繰り越しの理由は、新型コロナ

ウイルス感染拡大の影響により、令和3年度から繰り越した事業の着手に遅れが生じ、それに伴い令和4年度事業についても、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和5年11月末でございます。

8件目は、7款土木費、5項都市計画費、都市計画マスタープラン推進事業、内容は都市再生整備事業効果分析業務委託で、金額は400万円、繰り越しの理由は、当該業務は7件目の旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託の効果についての分析業務であるため、これに伴い年度内の執行が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和6年2月末でございます。

9件目は、7款土木費、5項都市計画費、伊豆縦貫道建設促進事業、内容は、建設発生土活用土地利用検討業務で、金額は385万円、繰り越しの理由は、設計条件に係る関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和5年9月末でございます。

10件目は、7款土木費、5項都市計画費、沿道街路事業推進事務、内容は建物移転補償で、金額は1,322万3,000円、繰り越しの理由は、地権者との用地買収の交渉に不測の日数を要し、年度内の執行が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

11件目は、9款教育費、5項社会教育費、公民館管理運営事業、内容は中央公民館消防設備修繕で、金額は110万円、繰り越しの理由は、消防設備の部品供給に不測の日数を要し、年度内の完成が不可能となり繰り越すもの。完成予定日は令和5年8月末でございます。

12件目は、9款教育費、8項市民文化会館費、下田市民文化会館管理運営事業、内容は市民文化会館改修工事で、金額は1,868万6,000円で、繰り越しの理由は、駐車場電灯設備の部品供給に不測の日数を要し、年度内の完成が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和5年6月末でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

報第4号 令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 5項都市計画費、都市計画マスタープランの300万円とそれに伴います分析費用400万円、これが今の説明ですと令和3年度、令和4年度と繰り延べてきて、令和5年11月に調査が終わって、その分析の結果は令和6年2月予定という御説明でございますが、どういうわけでこんなにこの計画が遅れるのか。遅れることによる何らかの差し支えてのではないのか。この調査の目的に照らしてですね。大変、期間がコロナとはいえかかっているかと思いますが、その見通しと、どういうわけでこういう具合になったのかということと、さらにこの計画は延期しても何ら下田市の都市計画上に差し支えないのか。そして、これは交通ということでございますので、具体的に言えば、1市3町の市へのごみ処理計画等々の交通関係の事態との関連というのは全くないのかどうなのか併せてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、こちらの事業の繰り越した理由でございますが、まず令和3年度に交通量の規制社会実験をやるつもりでございましたが、コロナ禍の影響によって参考となる観光客が望めないことから、令和4年度に繰り越しし、各々、今回の2事業についても遅れが生じたところでございます。こちらの事業につきましては、ウォークアブルなまちづくり、町なか町内の観光客等の周遊性、回遊性を目的とし、そういった向上に努めているところ、一般質問でもありましたが、住環境整備事業、歴史的建造物、そういったものを利用し、町なかにお客様を回していきたいという、そういった目的の事業でございます。

ということでございまして、先ほど言った都市計画上と申しますか、都市計画法という関連については、ごみ処理とは何ら一切関係はございません。

今後の見通しでございますが、社会実験については本年9月頃に町内で一度社会実験を予定しております。その実験を踏まえて分析業務を委託し、来年度以降の都市計画のまちづくりに活用していきたいと考えてございまして、分析については御報告のとおり、令和6年2月末を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） そうしますと、本年9月に社会実験をするといいますが、その具体的内容はどのようなものかイメージがわからないものですからお尋ねをしたい。そのことによってこの観光客を町なかのどこに誘導しようとしているのか。そしてそのことが具体的には2

年間の計画が遅れるということから考えますと、果たしてこの計画の妥当性があるのか。なくてもいい計画を作ってるのではないか。こういう疑問も考えざるを得ない。こういう批判に対してどのようにお答えになって、この計画がどうしても必要なんだということについて教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 具体的については、今、町なかを周遊していただくという目的の中で、生涯学習課のほうで、まちじゅう図書館という事業を行っております。そういった事業とも組み合わせをして町なかに周遊していただく。具体的に申し上げますと、大川端通りとか、その一歩手前に入った大工町プレイスとか、そういった作った施設もありますので、ああいった通りを渡ってもらう、また歴史的建造物も何カ所かございますので、そういったところを回遊していただく。お客様はペリーロード、あちらには大変人気ございまして、そこに行かれる方は大変多いんですが、行く際に町なかにも少し寄っていただいで楽しんでいただけるよう、そういった事業を今後目指していきたいというところで、今回、社会実験を行うものでございます。そういったところで町なかの周遊性、回遊性を深めることによって、町の新たなにぎわいを創出していきたいという目的の事業でございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君、3回目です。

○12番（沢登英信君） 要望して終わりますけども、大工町プレイスがどれだけの効果を発揮しているのか、ちょっと私は疑問に感じております。自分の実家の隣にあった夏色キセキの足湯を壊しておいてプレイスを作った。今の市長ではありませんけど、経過の中で、そして昨日の一般質問の中では、マイマイ通りの電話ボックスを保存してほしいという要望が出ているかと思いますが、ぜひともそういう市民の具体的な要望に応えるという統一性を取っていただきたい。上からの計画で作らなきゃならないんだ。町なかに観光客の皆さんを招いて、あるいは市民を予定してるのか知りませんが、町なかを歩いて、町なかのどこで何をしようとしているのかということが全く分からない計画になってるのではないかと思います。もう一度、そういう意味でのまちづくりというのはどうあるべきか。単に計画を作ればいいのかではなくて、そういう視点で頑張っていただきたい。終わります。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございませんか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 土木費、都市計画費の伊豆縦貫道建設促進事業について御質問させて

いただきます。

他の事業はおおむね6月末までに事業を終えるという御報告を頂きました。こちらの事業については、関係者との協議に不測の日数を要したということで、どういった点が協議の支障になっているのか。また、現時点でどこら辺までこの事業が進捗されているのか。そして、事業の計画から半年遅れることで、発生土の活用についてどういったデメリット、課題が残されたかについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 建設発生土活用の遅れた理由につきましては、何よりも一番重要なところは、やはり人様の土地を活用するというところで、地主様とか関係者の方との調整に時間を要したところでございます。

遅れることの支障はと言うんですが、現在のところ明確に遅れることの影響というのはまだありませんが、今後、縦貫道の工事を進める上で、建設発生土の活用というのは重要なものと考えております。

活用に当たりましては、当然、残土を活用するのではなくて、土地の活用のために発生土を有効利用する。そういった組み立てが大事だと思います。望まないものを受け入れても、それは市民のためにならないので、そこは市民の考えをしっかりと聞いて、建設発生土を有効に利用していきたいというところで時間がかかっているのが大きな原因と私は考えております。

今後の予定でございますが、9月20日末にこの業務を完了し、今年度予算に計上しておりますインターチェンジ周辺のまちづくり事業の中でこの結果を結び付けて、地域住民と話し合いを持って、有効な活用を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 説明頂いて一番重要な地権者の意向というか協議ということでございますが、おおむねこの3カ月間で見通しが立ったという解釈でよろしいかお尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まだ調整が必要なところもございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって、報第4号 令和4年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

◎議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課係長。

○財務課係長（新谷大輔君） それでは、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第2号））につきまして、御説明申し上げます。

議案件名簿の4ページをお開きください。

報第5号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第5号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり、令和5年5月15日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、令和5年5月14日から15日にかけて発生した大雨による災害復旧に係る経費を計上したもので、早急に対応するため、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ783万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,053万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、その内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというもので、予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は1件で、起債の目的「公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業」限度額250万円は、準用河川下大沢川及び市道北の沢八木山線の災害復旧工事に係るもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、財務課関係、21款1項11目1節現年発生補助災害復旧事業債250万円の追加は、先ほど予算書6ページにて御説明申し上げました、地方債の追加分でございます。

建設課関係、14款1項4目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金533万6,000円の追加は、準用河川下大沢川及び市道北の沢八木山線の災害復旧工事に係る国庫負担金。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。

財務課関係、12款1項1目予備費85万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

建設課関係、10款2項1目7304公共河川災害復旧事業239万円の追加は、補正内容等欄記載のとおり、準用河川下大沢川の災害復旧に係る事務費、測量設計業務委託及び工事費。

同2目7364公共道路橋梁施設災害復旧事業630万円の追加は、市道北の沢八木山線の災害復旧に係る測量設計業務委託と工事費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第5号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 質問の前に要望をしておきたいと思いますが、災害等につきましては、15ページの公共河川災害復旧工事（5月15日災）下大沢ということのようですけども、例えば（下大沢）とか、その下は（八木山）とか、どこだっことを入れていただけると大変理解がしやすいかと思えます。

5月15日に専決をして、今雨季を迎えているところですので、測量や復旧工事が当然急がれてると思いますが、進捗状況といいますか、どういう形で専決の予算が実行されているの

かという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 今回の災害については、まず国の査定が入ります。国の査定が8月7日からの週を予定しております。それまでに市としては設計書を作る必要がございます。現在、測量業務を発注し、その成果をもって今度設計書を作り、災害査定に進んでいくといった段取りとなっております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 今の御答弁ですと、国の査定を8月7日に受けるということで、そうしますと、下大沢も八木山も同じように8月7日に国の査定を受けるのか。具体的にこれが出来上がりますのはいつ頃の予定になるのか。来年の3月31日までにできるのか。心配していますのは、当然、国の査定を受けませんとなかなか財政的に大変だったことは分かりますが、この期間にその箇所が再度拡大をしていくというような心配はないのか。応急的な手当てというのはなされているのかどうかを含めてお尋ねをしたい。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、工事が終わるかとのことですが、工事につきましては査定の結果次第でございますが、査定の結果に基づいて速やかに工事を発注したいと思っておりますので、9月中の発注にはなるかと思っております。そうしますと、金額から申し上げて、年度内の完成は十分可能と考えておりますので、3月31日までの完成は十分、よほどのことがない限り完了できると考えております。当然、当初、崩土等の処理を最初の被害があったときに、崩土等の落ちそうなものについては除去しております。二次災害のないように現場を管理しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論ないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第29号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第29号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、渡邊照志議員の退席を求めます。

〔10番 渡邊照志君退席〕

○議長（中村 敦君） 当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之君） それでは、議第29号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

議案件名簿5ページを御覧ください。

初めに、本案提出の根拠でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項の規定と申しますのは、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」というものでございます。本市におきましては、引き続き、議員のうちから選任をさせていただくものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから監査委員を選任するためということでございます。

続きまして、選任したい方でございますが、静岡県下田市大賀茂にお住まいの、渡邊照志様、年齢は72歳でございます。

同氏の主な公職歴でございますが、平成31年4月に下田市議会議員に初当選以来、現在で2期目でございます。

この間、令和元年5月から令和3年5月まで総務文教委員会委員長、令和3年8月から令和5年4月まで議会運営委員会副委員長、令和3年9月、決算審査特別委員会委員長を歴任されており、監査委員として適任者であると確信しているものでございます。

ぜひとも皆様の御同意を頂けますよう、お願い申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 議会を代表して、監査委員を出して、内部監査を徹底をして訂正をしていくと、大変重要な役割であろうかと思うわけです。そういう意味では、単に係数の監査ではなくて、議会を代表する監査委員ということになれば、議会で議論されたこと、政策的な監査をしていくということは当然必要になってこようかと思いますが、この点について選任をされた当局はどのようにお考えになっているのか。

それから、従来は議長経験者が監査委員になる。こういう暗黙な了解等々ありましたが、このたびの選挙でそういう経過は含めないということになれば、当然、議会選出の監査委員ということになれば、議長に諮って、議員の全体の、あるいは全協とか、各派代表者会議とか、議会を代表する人たちの意向を聞いて、さらにその資質を当局が選任を議会の承認を得ればいいわけですから、そういう出し方が進めてよろしかろうと思いますが、どういうわけで議長に、あるいは議会として、議員選出の監査委員の仕事はどういうものだということを議員全員で理解をし、議会の代表として当局が選任をしていただく、これが本来あるべき姿だと思います。形式民主主義で言えば、当局が勝手に議員の中からどなたかを選出して、了承を得ればいい、こういう運営もやぶさかではないかとは思いますが、しかし、それは本当の意味で、当局と議会が両輪となって、豊かな下田市をつくっていく、間違いが起きないように監査チェックをしていく、こういう精神とは違うような気がするわけです。どういうわけで議会に、議長に、このたびの監査の選出についてどうしたらよろしいでしょうか。こういうお諮りをしなかったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 副市長。

○副市長（飯田雅之君） 今、沢登議員お尋ねの件でございますが、まず、今回の渡邊様を選任したプロセスというか考え方でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、議員のうちから選任するという方向性の下。

〔発言する者あり〕

○副市長（飯田雅之君） その中で、議長経験者が本議会4月入ってからございませんので、2期目以上の議員の方の中から選出させていただくということで、公職歴からも渡邊議員が監査委員として適任者であると考えております。

ちなみに、2期目ということで、渡邊様、それから中村議員、江田議員、鈴木議員、沢登議員、5名の2期目の方がいらっしゃいますけれども、議長、副議長、産業厚生委員長、議会運営委員長それぞれ手分けをして、皆さんが要職に就いていただいております中から、事務局案ということで今回お諮りしたことでございます。

最後にお尋ねありました議会のほうにお諮りというプロセスというのは、事務方の説明の中では確かに申し上げてなかったというところがございます。こういう案ということで上程したいというふうに聞いております。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 同じ渡邊議員が選出されるにしても、全議員の採否の下に当局の推選を得て、さらに全議員の賛同を得ると、こういうプロセスを踏むべきですよ。それを勝手に大会派の責任者であるから、2年以上だと、この枠組みだけでこの人を推選する。こういう運営の仕方は、ぜひとも反省をしていただきたい。やはり、議会と当局と議員がそれなりに協力し合って、了解し合って進めていくという、こういう根本の姿勢は全く当局に感じられない。深く反省をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 説明内容の質問になります。

ただいま、要職の説明の中で、私のほうが総務文教委員会委員長というふうに聞こえたんですが、委員長なのか副委員長なのかというところで、再度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（中村 敦君） 副市長。

○副市長（飯田雅之君） 大変失礼しました。

総務文教委員会副委員長でございました。失礼しました。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 議会選出の監査委員の選任についてでございますが、やはりこれは今日におきます議会選出の監査委員がどういう仕事をすべきかということを吟味しなければならないのではないかと思います。私の知る限りにおきます下田グランドホテルの購入、100万円で購入すると、しかし、その購入の暁には、8階建てのこのグランドホテルの建物を解体しなければならない。当局試算でも5億円以上の費用が必要となる。それぞれ判断の分かれる大きな課題であったかと思えます。渡邊議員は、当初、この議案に反対をいたしました。そして当局の説明を受けたので了承して賛成をします。しかし、当局が当初説明したことと、その後説明したことの内容は何ら変わっていない。ただ、文書化し図面化したという違いはあろうかと思いますが、にもかかわらず賛成をします。やはり監査委員というのは、客観的な立場に立って、法令に基づいて、それが妥当であるかどうか、問題がないかどうかを監査をチェックをしていただければならない。そういう職にある人かと思うわけでありませう。

そして、さらに残念ながら、今行われている庁舎の問題にしましても、あるいは南伊豆のごみ処理問題にしましても、それぞれ意見の分かれるところでございます。法令に基づいてきっちりとチェックをしていく。その事業に賛成であっても、そこに法に触れられるようなところがないかどうかをチェックをしていく仕事がこの監査委員の仕事ではないかと思えます。

そういう観点から見ますと、大変申し上げにくいわけですが、渡邊照志議員をこの

まま監査委員として認めることは、議会としてすべきではない。議会としてやはり今日の監査の仕事というのは、議会制民主主義の大きな柱の一点だろうと思いますので、議員として議論をして、本人の決意もきっちり聞いて、頑張るといふことであれば選任をする。こういう手続を私は踏むべきである。ただ、法令上、地方自治法第196条で議会の多数の賛成さえ得ればいいんだと、こういうことであってはいけないのではないかと思います。人事案件であればあるほど、全員の賛成の下に選出されるということが必要ではないかと思います。

私は、このような形での選出については反対であるということをお願いしまして、皆さんに訴えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

11番 鈴木 孝君。

[11番 鈴木 孝君登壇]

○11番（鈴木 孝君） 賛成意見を述べさせていただきます。

渡邊議員は、当局から説明がありましたとおり、経歴についても申し分ない。それプラス政治信条に偏りがなく、高潔な人柄で、今まで市議会議員の仕事に真摯に向き合ってこられました。その人柄、経歴からして、監査委員にふさわしいと判断いたします。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。ありがとうございます。

よって、議第29号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで渡邊照志議員の入場をお願いいたします。

[10番 渡邊照志君着席]

◎議第30号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課係長。

○総務課係長（内田陽久君） それでは、議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開きください。

議案のかがみでございます。静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、静岡県市町総合事務組合を組織する構成団体の数の増加及び同組合格約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町により構成する南伊豆地域清掃施設組合が同組合に加入し、非常勤職員公務災害補償事務を共同処理することに伴い、構成団体の数の増加及び同組合格約の一部を変更することについて、同組合の構成団体と協議するためでございます。

次の7ページを御覧ください。

静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約でございます。変更の内容については、議案説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお開きください。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回改正となっております。別表第1及び別表第2第3条第2号及び第3号に関する事務中「南豆衛生プラント組合」の次に「南伊豆地域清掃施設組合」を加えるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページにお戻りください。

最後に、附則は、この規約は静岡県知事の許可の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約についての説明を終了いたします。

よろしく御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 議第30号は、南伊豆地域清掃組合の非常勤職員のために加入をするんだと理解をしましたが、それでよろしいかというのが1点です。

そうしますと、南伊豆組合の非常勤職員というのは何人いるんだ。どういう仕事をする人たちだ。非常勤職員以外の職員はどういう体制になっているのか、併せてお尋ねをしたい。

非常勤職員のために加入をするということであれば、ここに加入をしない方法というものが別にあるのではないか。むしろ別の仕組みを考えるほうが妥当ではないのか。

具体的に非常勤職員の体制の中で、何と何をこの組合で補償するのか。医療保険、あるいは社会的な問題、あるいは年金、退職金、それらのものはどう補償されるのか。こういうことが議論の内容になってこようかと思うわけであります。そこら辺の説明が全くなくて、ただ、条文上、名前を連ねればいいんだ。こういうことではないと思いますが、このことによって成し遂げようとしている内容は何かという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 総務課係長。

○総務課係長（内田陽久君） まず、非常勤職員とは誰かということですが、非常勤職員公務災害事務といいますのは、公務員の公務災害の対象とならない議会の議員ですとか、その他の非常勤職員に対する公務災害に関する事務ということですが、一部事務組合の場合ですと、議会の議員が対象になるものと考えております。

それから、非常勤職員以外の職員についてはどうかということですが、市町から派遣されております正規の職員につきましては、各市町のほうで公務災害の補償の法に基づき災害の補償が得られるということですので、組合のほうで加入する必要はないということですが。

それから、加入しない場合にどういったことになるのかということですが、地方公務員災害補償法第69条というのがございまして、地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員による公務上の災害または通勤災害による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならないというような形になっております。ですので、仮にこの組合に加入しないということになりますと、組合独自でこのような公務災害の制度を定める必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君）　そうしますと、今の説明ですと、議会議員だということのようですが、一部事務組合の議会議員はそれぞれの市町から選出されておりますので、各自治体であるんじゃないか。二重に入る必要はないじゃないか。そうしますと、全くの臨時の人の対応だと。そして、今のところ、臨時の人の対応がないということになれば、この制度は要らないんじゃないのか。もし、要るんだとしても、やはりこれは一部事務組合に入ると幾らの掛金が必要で、自分たちがこういう制度を一部事務組合で作ったときには、どの程度の金額を積んでいけばいいのか。それ以上の倍とか3倍の金額を積まなきゃなんないからこれに入るんですよ。こういう論理立てがなければならぬんじゃないかと思うわけです。私は、ある意味では、そういうデータを出しませんので勝手な推測ですが、ここに入らなくても、そうであれば自分たちで基金を積んだらいかがかと、こういう具合に考えますが、そういう検討の下にここに入るか入らないかの議論をすべきではないか。こういう具合に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦君）　総務課係長。

○総務課係長（内田陽久君）　議会議員は、市町で加入しているのではないかとということでございますけども、議員おっしゃるとおり、当市の議員につきましては、当市のほうで非常勤公務災害補償事務のほうに、同市町総合事務組合のほうに加入をしているところでございます。当然、公務災害でありますので、当市の議会において行われたことに関する公務災害については、当市が一部事務組合に加入する保険のほうで行われることになると思いますが、それが一組の議会のほうでということになりますと、当市における公務災害ではありませんので、そちらのほうで別に加入する必要があるものだと思います。

それから、掛金についてということでございますが、現在、下田市のほうで同組合に加入しているのが主に644人いるわけですが、例えば議員の場合ですと、1人当たり基礎補償額が1万円というのがありまして、掛ける1.06割る1,000掛ける365というような算式になるんですけども、金額にして1人当たり3,869円の負担を下田市のほうでしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君）　これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 一部事務組合であるので入る必要があるんだと。しかも、その補償の内容は、各議会から選出された議員の公務災害を補償するためだと。こういう御説明であったかと思うわけであります。果たしてこういう形で、議員はそれぞれの議会、下田市は下田市の議員として補償はされている。そして、考えられるのは、視察であるとか、せいぜいこの議会であるとか、そこに出勤するについての公務災害ということを検討されているんだろうと思うんですが、そういうことと言えば、ただ単純に県にこういう組合があるから、そこに入ればいいんだと。こういう安易な考え方ではなく、仕組みとしてどうあるべきかという議論をして、結論を出すべきだと思うわけであります。そういう意味では、私はそもそも南伊豆清掃組合の設立そのものに大きな矛盾と問題を抱えていると、こういう具合に考えますので、一部事務組合の加入については再度検討をして、当然、独自で作るのは困難であるというようなことを確認をした基に、この組合に参加することが妥当かどうかを判断をすべきであると思います。現時点でのこの資料のみで、ここに加入することが最良であるというようなことは判断をしかねますので、反対をするものであります。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 土屋 仁君。

〔4番 土屋 仁君登壇〕

○4番（土屋 仁君） 議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約について、賛成する立場で意見を申し述べます。

南伊豆地域清掃施設組合につきましては、昨年度、1市3町の規約が合意され、既に4月1日から一部事務組合が設立されております。

また、6月19日に行われました南伊豆地域清掃施設組合臨時議会におきましても、同様の規約の締結について議決を受けております。

現在、設立からこの規約が議決するまで、県知事の許可が受けるまでの間については、独自に条例を規定いたしまして対応しているところがございますが、この規約が許可されて以降、そちらの条例は廃止し対応するという事で説明を受けております。

以上のことから、議第30号については、賛成させていただきます。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに君。

〔5番 長友くに君登壇〕

○5番（長友くに君） 5番 長友くにです。

6月19日に採決が行われたと土屋議員がおっしゃいましたけれども、その条例採決の前に、私は、集まってきた議員の皆さんにお聞きしました。この計画の現状並びに将来像について御覧になりましたかってお聞きしたんですが、見たとおっしゃった方は1人もおられませんでした。基本計画さえ御覧にならずに集まってきた議員さんが、当局の説明のままに異議なし異議なしを重ねて作られた条例です。私は、異議ありと申し上げたんですが、賛成多数で可決されましたというのを重ねて、どんどん議事が進んでいったわけです。今ここに何が立とうとしているのか。それがどういう状況に置かれているのか。そういうことをお考えになってない議員さんたちが決めた、そういう一部事務組合というものがどんどん1市3町の将来を決めていくということに非常な危惧を覚えています。

ですから、その一環として、この議案が成立していくことに対して、私としては反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

13番 江田邦明君。

〔13番 江田邦明君登壇〕

○13番（江田邦明君） 議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約について、賛成の立場で意見を申し上げます。

一部反対討論の中には、提案理由と全く異なる理由から反対される議員もおりましたが、本規約の提案理由につきましても、非常勤職員、すなわち議員の公務災害を補償するためを提案理由としております。既に下田市の議員が関係する伊豆斎場組合、下田地区消防組合、一部事務組合下田メディカルセンター、南豆衛生プラント組合においても、この構成団体に所属しております。下田市議会の議員と一部事務組合の議員は異なる立場で議員活動を行っ

ております。

それら議員活動を行うに当たり、発生した公務災害を補償するためには、この組合に加盟することが必要かと考えるため、賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議第30号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。11時20分まで休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第31号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第31号 令和5年度下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、議第31号 令和5年度下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の8ページをお願いいたします。

今回の議案は、令和5年度下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)。

契約の方法は、制限付一般競争入札。

契約金額は、5億8,850万円。

契約の相手先は、下田市中411番地の1、河津・土屋・加藤特定建設工事共同企業体代表、河津建設株式会社代表取締役、河津市元様。

提案の理由は、下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)請負契約締結のためでございます。

事業の経過及び内容でございます。

今回の事業につきましては、令和5年度当初予算として、3月定例会におきまして予算の議決を頂いているものでございます。

今回の工事は、予定価格が5億9,780万6,000円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法につきましては、制限付一般競争入札でございます。下田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第3条の規定に基づき、今回は共同企業体によるものでございます。

制限付一般競争入札の参加資格につきましては、当市の入札参加資格審査を受けている者のうち、熱海市、下田市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡内5町に営業所等を有する業者で、共同企業体の構成員の1者以上が下田市に主たる営業所を有する入札参加資格登録者であることとの制限条件を付し、入札執行公告を行いました。

期限までに2者から申請があり、両者が入札参加資格に適応したため、6月7日に入札を行ったものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の3ページをお願いいたします。

工事の概要でございます。下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)は、新庁舎建設事業のうち、旧稲生沢中学校校舎を活用する旧校舎活用棟、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積2,934平方メートルについて、市役所の一部として運用するために必要となる建物、電気設備、機械設備の改修を行うものでございます。

旧校舎活用棟は、令和5年度中に改修を行い、令和6年度に現庁舎の本館、別館及び西館の2階に配置されています議会関係施設、執行部関係施設、企画課、観光交流課、防災安全課、財務課、総務課、産業振興課、建設課、監査事務局を先行移転させる予定としております。

工期につきましては、仮契約書におきまして、令和6年3月22日までとしております。

本日、添付資料といたしまして、議案説明資料4ページには建設工事請負仮契約書を、また本日議席に関係図面を配付しておりますので、御確認頂きたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第31号 令和5年度下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(中村 敦君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番 岡崎大五君。

○7番(岡崎大五君) まず、エレベーターが含まれるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

後から付けるのか。この工事の中に含まれているのか。この配置図を見ますと、資料で配置図を頂いてるんですけども、体育器具庫残置ということで庭のほうですけども、浄化槽を除去した後、受水槽を作ったりとか多少工事があるみたいですが、その中で体育器具庫がそのままということで、何か活用を考えていらっしゃるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

○議長(中村 敦君) 企画課長。

○企画課長(鈴木浩之君) エレベーターにつきましては、今回の工事には入っておりません。

こちらにつきましては、先ほど繰り越しの中でも御説明をさせていただきましたが、一部新庁舎との設計の調整、あるいはエレベーターの設置場所の調整等を行いまして、繰り越しを行った設計の中で6月末ということで、現在、設計の最終調整をしておりますので、これについては設計がまとまり次第、追加という形で工事を入れていく予定としております。

グラウンドにあります体育器具庫につきましては、現時点におきまして倉庫等の活用を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長(中村 敦君) ほかにございますか。

5番 長友くに君

○5番(長友くに君) 新しい庁舎、旧校舎を利用した庁舎というのは、バリアフリー化を目指しているとお聞きしましたが、設計図によりますと、身障者用トイレが1階の1カ所にしかありません。今後、市の職員として、体の不自由な方を雇い入れるというような事態も起こり得ると思っておりますので、1階に来訪者用の身障者トイレが1カ所だけでよろしいのかどう

か。そのほかにも1階おきぐらいには身障者用トイレがあったほうが将来のためにいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 1階のトイレにつきましては、身障者用ということよりは、特に健診等での活用も予定している階になりますので、多目的のトイレということで、おむつ替えとかそういったものも含めて、多目的トイレということで設計のほうをしております。

あと、今回は、先ほどもございましたように、庁舎としてエレベーターの設置を考えておりますので、全体の配置の中で、現時点におきましては1階ということで配置をしているところでございます。

また、将来的には、新築棟を含めまして施設の中に多目的トイレを複数設置をするようになりますので、そうした中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 5番 長友。設計図見ますと、広々としたオムツ交換室というのがございます。ここにお母さんと赤ちゃんが利用できるような広々したトイレとかは考えられないのでしょうか。オムツの交換だけでよろしいのかなと、ちょっとこの広さに対してどうなのかなと思いました。

以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 図面の1階部分につきましては、オムツ交換室と授乳室という形で特に母子向けの施設を設置をしております。これは先ほどお伝えしたとおり、1階については健診ですとか子供向けの講座、そうした事業の中心となるフロアということで、今後、そういった方たちへの対応を図るためにこちらの施設を設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

6番 天野美香君。

○6番（天野美香君） 2点ほどをお伺いします。

授乳室には水場といますか、少し洗い物をできるようなそういう設置があるのでしょうか。それが1点と。

あと、子供健康教室ですけども、こちらは予防接種なり新生児の健診等そういったことに使える用途があるのかお尋ねいたします。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） オムツ交換室と併設してまず授乳室に流し台の絵が入ってるかと思うんですけど、この2部屋で1つ流しという形を設置するということで考えているところでございます。基本的に、この1階部分につきましては、健診関係はもちろんですけども、多用途、多目的に考えてますので、様々な活用に対応していく予定としております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかにございますか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 契約関係の議案ということで、事業そのものに対する質問ではなく、契約内容について御質問させていただきます。

まず、議案説明資料の4ページ、仮契約書の中の第4項、工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯ということで、当該地区は稲生沢小学校または下田高校の通学路に多くの生徒さんが使われている場所ということで、こちらについては現状バーで記載がございますが、どういった合同企業様とお話を進めているかお聞かせ頂きたいと思います。

もう1点、請負代金につきましては、当初予算当時、議会関係、秘書関係は移転というような予算を確か議会のほうに説明されてたと思います。そうした中で、本日、議席配付頂いたA3横の資料、このうち今後変更が予定される箇所について御説明を頂きたいと思います。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず1点目、工事を施工しない日につきましては、今後、具体的な工事の工程等を打ち合わせる中で、改めて打ち合わせをしていくこととしておりますので、現時点、仮契約の時点では明確にこの日というのはまだ規定をしておりません。今後、学校とか通学その他の状況がありますので、それらについて配慮した形で打ち合わせをしていくものというふうに承知をしております。

今回の図面の中で、議会、諸室、あるいは執行部諸室の部分が、当初、再移転をするということで予定をしていた部分が、今回、再移転しないという形の変更となっているところがございます。これらにつきましては、まず議会諸室につきましては、現状におきまして、議会システム、あるいは議席等の配置、大きさ等について、今調整を進めているところがございますが、これらにつきましては、今後、9月の補正で御提案させてもらう予定でおります。

けども、備品等の購入の中で改めて検討していく予定としておりますので、現状の改修工事において、特に大きく変更する内容は含んでいる状態にはないと考えております。基本的には、執行部室、議会につきましても、執務室としての箱を作るということをメインの改修と考えてますので、細かな備品、あるいはシステム関係については、この工事とはもともと別ということで考えておりましたので、改修工事として大きく変更になることはないかなと考えております。ただ、改修工事になりますので、当初設計、当初図面と比べまして、当然ながら天井はがしですとか、あるいは配管の関係とか、正直なところやってみないと分からない部分は多々あるかと思っておりますので、それらについては現場現場での判断ということで進めていくようになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 入札の関係で、工事を施工しない日ということで、働き方改革ということで、土曜休日工事をしないであったり、週休二日制の入札の資格といったものがあつたような気がするんですが、今回の入札においてはそのような点について何か入札の制限を行ったかについて質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 静岡県の工事等では既にその辺が入っている部分も出てきているということでございますが、市のほうではまだそこまで明確に規定がされておられませんので、今回の報告ではそちらの制限のほうは付けていない状態。

契約書のバーの問題につきましても、今後そういったもろもろの条件を踏まえまして協議をしていくということで、そういう状況ということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ありませんか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 5億8,850万円で契約をされるということで、説明資料のほうを見ま

すと、予算が7億円ですか。監督費が幾ら出てましたけども、実際の契約金額と当初予定しました予算との関係はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

今回は、建物と電気関係だということで、備品やエレベーター等は除かれてるんですよという御説明でございましたので、この施設に関わる備品やエレベーター等は、予算上はどういう措置になるのかという点をお尋ねをしたいと思います。

それで、せっかく図面を5枚ほど御提供頂きましたので、併せてこの説明も頂けるとありがたいと思います。特に1枚目の資料では、岡崎議員も指摘をしてましたけども、浄化槽を撤去して新たに設置するんだという形が読み取れますので、そこら辺の理由というのはどういうことか。

それから、特に1階を見ますと、調理室であるとか記者クラブ等々を持っていかれているようですが、そこら辺の御見解があればお尋ねをしたいと思います。

そうしますと、エレベーターや等々の建設は、先行移転するんだということですので、実際に執務をするという段階、改築棟で執務をするという段階では、エレベーター等ができていくという想定かと思いますが、そこら辺も併せて時期的な工期がありましたら、御説明頂きたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず、全体の工事の関係でございます。

当初予算で7億円ということで御承認を頂いております。全体経費として7億円で頂いております。そのうち今回5億8,000万円ということで、先ほども御説明を申し上げましたが、エレベーターについては設計が遅れているということで、今回の改修工事に入っておりませんが、おおむねエレベーターを含んで予算の範囲内に収めるということで今調整のほうを行っているところでございます。当初と比べまして、費用の高騰とか様々な要因は心配をされているところでございますけども、何とか当初予算の中で収められるという方向で現在調整を進めているところでございます。

先ほど図面にありました浄化槽の関係でございます。

当初、浄化槽は浄化槽を含めてなるべく既存のものは使いたいという中で設計に着手したことがございますけども、改めて内部の点検ですとかものの確認を行った中で、どうしても交換をしなければならないものというのがやはり発生をしております。浄化槽につきましても、今回は取替えをしなければならないという状況ということで工事の中に入っている状況

でございます。

1階の考え方でございますが、こちらにつきましては、今までも御説明をさせていただいており、稲生沢川の洪水への対応ということもございまして、1階部分については、執務機能ですとか重要な保管庫、そうしたものには持ち得ないということで会議室関係そうしたものの配置をしているところでございます。

先ほどもありましたエレベーターの関係ですけれども、当然ながらこれは令和5年度中の改修工事の中で完了をさせて、令和6年度の先行の開庁時にはエレベーターを含めて整備をした状況で開庁を迎えるということで進めていく予定としております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はございますか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 2階に防災安全課がありまして、そして4階に議場がある。そして、この2年間は、議場を災害対策本部として使うんだと、こういう計画のようでありますけれども、そうしますと、実態的にはサンワークで指揮をするということがここんとこずっと行われているんじゃないかと思うんですが、役所全体が集まっていないし、工事中であるというようなことから考えれば、議場を災害対策本部とするのではなくて、現実的にはサンワークを災害対策本部とすることが現実合ってるんじゃないかと思うんですが、あえてこの議場を災害対策本部にしたいんだという特別な理由というのはあるんでしょうか。

○議長（中村 敦君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 当然ながら全ての条件がびしとはまっていくのはもちろん理想かなというふうに考えておりますけれども、今回、先行移転という形を取った中で、置かれているその時々の中で最も有効といいますか、できる限りの対応を取っていく必要があるというふうに考えております。そういう意味で、令和6年度に活用棟の先行移転で令和8年度の全面開庁という中の2年間につきましては、若干部屋の兼務とか兼用とかですね、そういった問題は当然発生はするんですけれども、その間の過渡的な中でできる最善の策ということで対応していきたいということで考えております。令和8年度の全面開庁の際には、全てを整理した形で配置ができるというふうに考えておりますので、その中の間の過渡的なものについては、できる限りの努力ということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論ないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

よって、議第31号 令和5年度下田市新庁舎整備工事(旧校舎活用棟)請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第32号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課課長補佐。

○学校教育課課長補佐（増田義和君） それでは、議第32号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の9ページをお願いいたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙10ページから12ページのとおり制定するというもので、提案理由は、

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文の整備を行うためでございます。

それでは、今回の条例制定の内容につきまして、議案説明資料にて御説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明資料の5ページ議第32号説明資料①を御覧ください。

今回の条例制定の理由でございますが、先ほども触れましたとおり、政府のこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁の設置に伴い、関係法律の改正を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が公布されたことから、下田市において子ども・子育て支援法や学校教育法等の関係法令を引用している関係条例の条文の整理が必要となったものでございまして、制度そのものへの影響があるものではなく、法改正に伴い必然的に行わなければならない条文の整理に関する条例改正を一括の条例で規定するものでございます。

次に、今回の条例制定による関係条例の改正の概要でございます。

まず1点目といたしまして、学校教育法の改正に伴う条項ずれによるものとして、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条で引用しております、学校教育法第25条に第2項、第3項が追加されることに伴い、条文の整理が必要となるもの。

次に、子ども・子育て支援法の改正に伴う条項ずれによるものとして、アとして下田市立認定こども園条例第5条等で引用しております、同法第19条の第2項が削られるため、現行の第19条第1項が第19条となることに伴い条文の整理が必要となるもの。

イといたしましては、国の子ども・子育て会議について規定しております同法第72条から第76条までは削られ、第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がることから、これを引用しております下田市子ども・子育て会議条例第1条の条文の整理が必要となるもの。

3点目といたしましては、主務大臣及び所管省庁の変更に伴うものとして、これまで内閣府子ども・子育て本部や厚生労働省こども家庭局が所管してきた法令をこども家庭庁が引き継ぐことになることから、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例や下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の条文の整理が必要となるものでございまして、施行期日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

議第32号説明資料②は、今回の条例の制定による関係条例の改正による新旧対照表でござ

います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回条文の整理が必要となる部分でございます。

6ページの第1条は、下田市子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。先ほど御説明させていただいたとおり、第1条で引用しております子ども・子育て支援法の第72条から第76条が削除されることに伴う条文の整理でございます。

第2条は、下田市立認定こども園条例の一部改正で、子ども・子育て支援法第19条の改正に伴い、同条例第5条で引用しております同法の引用条項を整理するもの。

第3条は、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもので、6ページの第4条から8ページの第13条までの改正は子ども・子育て支援法第19条の改正に伴う条文の整理。

9ページから10ページにかけての第15条の改正は、学校教育法第25条の改正に伴う条文の整備と省庁の所管替えに伴う条文の整理でございます。

第20条から11ページ、12ページの第36条までの一部改正は、子ども・子育て支援法第19条の改正に伴う引用条項の整理。

12ページ、13ページの第37条の改正は、所管省庁の変更に伴い小規模保育事業の定義に関し当市の基準条例を引用することとなる条文の整理と、子ども・子育て支援法第19条の改正に伴う条文の整理。

13ページの第39条の改正は、子ども・子育て支援法第19条の改正に伴う条文の整理。

14ページ、第42条の改正は、先ほどの第37条の改正と同様、所管省庁の変更に伴い小規模保育事業の定義に関し当市の基準条例を引用することとなる条文の整理。

第44条の改正は、所管省庁の変更に伴う条文の整備。

第51条から17ページの第52条第3項までの改正は、子ども・子育て支援法第19条の改正に伴う条文の整理となっております。

17ページの第4条は、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第25条の改正は所管省庁の変更に伴う条文の整理。

第5条は、下田市立保育所条例の一部改正、18ページの第6条は、下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正で、保育所条例第5条の改正、利用者負担額を定める条例第2条の改正は、いずれも子ども・子育て支援法第19条の改正に伴い条文を整理するものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の12ページにお戻りください。

こちらの附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第32号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、休憩いたします。1時00分まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） それでは、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

下田市印鑑条例の一部を改正する条例について、次ページ、14ページのとおり制定するというものです。

初めに、提案理由ですが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うためです。

それでは、改正の内容につきまして議案説明資料で説明申し上げますので、議案説明資料

の19ページをお開きください。

議第33号 下田市印鑑条例（平成4年下田市条例第1号）の一部改正新旧対照表です。

左欄のアンダーライン、「利用者証明書用電子証明書」を、「個人番号カード用利用者証明書用電子証明書」に改めるとともに、「ものに限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明書用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加えるものです。

ここで補足説明させていただきます。

下田市におきましては、マイナンバーカードをお持ちの方は、全国どこからでもコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機端末を使って、住民票、戸籍謄本や印鑑証明書を取得できる仕組みを整備しております。

議場の皆様で御記憶の方もあるかと存じますが、本年令和5年5月11日にスマートフォンにマイナンバーカードの情報を入れることが可能になりました。そのことを受けて、下田市印鑑条例の印鑑登録証明の交付の記述に、「マイナンバーカードによる利用者証明書だけではなく、スマートフォン＝電子端末に登録した利用者証明書によっても、印鑑証明書を取得できる」という内容を規定した内容でございます。

ほかにもコンビニで交付している証明書類があるとお感じの方もいると思います。印鑑条例以外に条例提出がない理由としましては、戸籍法、住民基本台帳法等により、法律で戸籍の謄抄本、住民票等の交付ができるとなっております。

それに従いまして印鑑証明事務は、市町特有の事務であるために条例を制定し交付しております。このため、今回は市における改正は印鑑条例のみというふうになっております。

説明に戻ります。議案件名簿にお戻り頂き、14ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から起算し7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第15条第4項中「利用者証明書用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明書用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行するとするものです。

この書きぶりは、マイナンバーカードのスマートフォンへの電子証明書の搭載は5月11日から可能となっておりますが、実際に全国のコンビニ端末で印鑑証明や住民票などを取得できるようにする、国によるコンビニ交付のハード面の整備が令和5年中、残り7カ月になりますが、に行うというふうに国が定めていますので、下田市印鑑条例もサービス開始の時期は

7月を超えない範囲としたものです。

以上、大変雑駁ではございますが、議第33号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 新聞記事なんかを参照していただくのは大変恐縮なんですけれども、このように連日のようにマイナンバーカードの不具合が報道されております。戸籍だって別人の戸籍が出てきたとか顔認証なんて誰の顔でもオーケーみたいなね。それから、奥さんがマイナンバーカードを申請したのに、貼り付けられてきたのはだんなの写真だったとかね。そういうとんでもない事例が山ほど出てきている中で、市がこのように何の疑いもなく国のやっている事業に賛同しててよろしいのかどうか、今、返納運動も起こっておりますので、そういうことも考慮に入れながら、対応を考えていただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 答弁求めますか。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 市におきましては、法律の定めに従いまして事業を進めているところでございます。

また、下田市市民保健課市民係の窓口でマイナンバーカード等の交付しておりますが、下田市においてはトラブル等の苦情もなく、事務に間違いがあったということは現在までございません。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松本正一郎君） 今、市民保健課長が申し上げたのは、役所の機関として所管する管理者である課長という立場からの答弁だったものですから、したがって、国がやっている全国一律の施策について、それを批判とか否定とかは、議員は議員のお立場でお話するのは結構なんですけど、当局としてはしづらいので、私が若干の補足をいたしますけども、言うまでもなくデジタル化は時代の趨勢で、今、全国で一生懸命それに向かって動いてるわけです。新しいことにトラブルがあるのはよくある話で、そうした中、この小さな高齢者だらけの町でどうするのかということについて、長友議員は当局側の考え方みたいなものを問

われたので、私としては、時代の趨勢にちゃんと私たちも乗り遅れないレベルではしっかりやらなきゃいけない。一方で、そういうリスクがあることを踏まえて、デジタルに過信したり油断したりすることなく、市民の皆さんの安全をいかにして図るかということについて、ちゃんと心を砕いていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 議員の皆様に申し上げます。

例えば、この議第33号は、認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う条例改正が提案理由となっておりますので、この議案の内容に沿った質問であれば許可いたしますけれども、そこを良く吟味してから発言をお願いします。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今、市長さんの御答弁ありがとうございました。

何しろこのマイナンバーカードと申しますのは、暗証番号が3つ必要で、そしてそれぞれが英数合わせて何桁という、8桁とか12桁とかいうそういうのを私ども後期高齢者が覚えていて、それで機械から戸籍謄本だとか住民票を出すということには非常に大きなハードルがあるということを承知しておいていただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質問ございますか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 第15条第4項中の利用者証明用電子証明書、これをいわゆるマイナンバーカード、個人番号用利用者証明用電子証明書に改めるという内容になっていようかと思うんですが、状況が分かりませんので、利用者証明用電子証明書というのはどういう形で交付がされるのか。そして、この証明書を持っていることによって、住民票とか印鑑証明書が東京のコンビニで取れるよと、こういう御説明であったかと思いますが、具体的にマイナンバーカードの内容は、印鑑証明のみであるというような御発言もあったかと思う。ちょっと聞き間違ったかもしれませんが、ここら辺のお話を頂きたい。

具体的に事例として、利用者証明書用電子証明書で交付されているどういう種類の証明書が年に何件ぐらいあるのか。そしてそれはどういう人たちがどういう状況で利用するためにコンビニで取ったのかというようなことについて、概略をお尋ねしたいと思います。そのことが、個人番号利用電子証明書というのがカードさえ持っていればいいのか。カードを持っていて、さらに証明書というカードに基づいて証明書が必要なのか。ちょっとそこら辺が分か

りませんので、実際にこれらが使う段になったらどういような手続で使われることになるのか。そして、なおかつそういう意味では、郵便や等々で市民課のほうに要望が来たものがこういうもんで交付されるというような形になるわけで、そうしますと、今、長友さんがありましたように、間違いが起きているのは現実であります。その間違いの責任は誰がどのように取るのかということが問題になってこようと思います。国が全く責任を取ってくれるのか。交付したのは自治体であるので、交付の元資料は下田市であるので、下田市が責任を取るのか。こういう問題が当然発生してまいろうかと思いますが、この点についてどのような見解なのかという点について併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） まず、下田市印鑑条例だけなのかという話は、先ほどの条例説明の中でもありましたが、住民票であったり戸籍抄本・謄本につきましては、戸籍法の法律のほうで改正されておりますので、今回、下田市としては、下田市が持っている印鑑条例についての改正だけということをお願いしております。

また、マイナンバーカードの電子証明書という御質問ですが、マイナンバーというナンバー自体は、もう既に国民全員に割り振られておる番号です。ここで言う電子証明書というのは、いわゆるマイナンバーカードを取得するときに電子証明書としてお使いになりますかという形で、カード取得のときに確認がされているものだと思います。その段階で初めて電子証明書というものが個人にひも付けされている形になっております。

現在、下田市のほうでコンビニ交付等の形でマイナンバーカード利用して取得できる証明書につきましては、住民票、戸籍の附票、印鑑証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、税証明書の種類がございます。令和4年度ですが、住民票につきましては8,111件のうち、コンビニ交付しているものが998件で全体の12.3%をコンビニ交付の割合が占めるようになっております。戸籍の附票については768件中25件、3.3%です。印鑑証明書につきましては5,060件のうち668件がマイナンバーを利用したコンビニ交付となっております、全体の13.2%がマイナンバーカードを利用しての取得ということになっております。戸籍謄本につきましては3,188件のうち232件、7.3%。戸籍抄本につきましては440件中64件の14.5%。税証明書につきましては1,071件のうち70件で6.5%という割合で、今のは令和4年度の利用ですが、令和元年度、令和2年度、令和3年度と比較しますと、次第にコンビニ交付での取得率が上がっているという現状でございます。

さらに、マイナンバーを用いての何かあった場合の責任ということにつきましては、マイ

ナンバー自体は国が作っている制度ですので、その責任の所在についてはちょっとあずかり知らないところなんです、マイナンバーカードの使用についての不備があった場合は、国は補償しないということがニュースで話題になったかと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松本正一郎君） 沢登議員の最後の失敗したときの責任の所在は誰が取るんだというお話がございましたけれども、エラーというのはヒューマンエラーとシステムエラーといろんなものがありますよね。システムそのものにバグが入ってしまって、それで機能障害になる場合もありますし、それを入力する側の人間がうっかり間違えてしまうそういったものもあります。そうしたことによって何らかの損失、社会的、例えば大きな損失とかそういうこともありまじょうし、場合によっては人様を大きく傷つけたりすることもあるかもしれない。こうしたことについては、言うまでもなく法令に基づいて責任の所在というのは明らかになるわけですが、私としては、こうした責任追及社会ではなく、もう少しゆとりのある社会にすべきじゃないかと個人的には考えています。

コロナに感染した職員がいたということ、これを沢登議員がこの議場でどう考えてるんだというように私に問いただしたことがございました。私は、感染することそのものは悪いことではないと言った記憶があります。それと一緒にですね。私は、エラーした人たちにその責任どうするんだというふうなことを強く言うような社会よりは、みんなで優しく、お互いに認め合う社会を目指すべきだというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。状況は把握できてきましたので。

今多くの医療との結び付きや間違っただけの情報がひも付けられて、治療がおぼつかないというようなことも大変な事態になりそうだというようなことも報道がされているわけですので、そういう意味では、こういう間違いが起きないように十分な体制を取って、進めるなら進めてもらうということは当然必要だと思うわけです。そういう要求を当然国に申し述べて、自治体としての住民の被害を食い止めるという立場に当然市長はあろうかと思っておりますので、ただ推奨する一方だけではなくて、国に十分な時間と体制を取って、間違いが起きないように仕組みを作ってほしいよと。そういう姿勢でぜひとも取り組んでいただきたいと思います。要望ですので、以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第34号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課係長。

○総務課係長（内田陽久君） それでは、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿の15ページをお開きください。

議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次の16ページのとおり制定するもので、内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止するためでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の20ページをお開きください。

本条例の改正前・改正後の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線箇所が今回改正箇所となっております。

附則第2項及び第3項は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る防疫等作業手当の特例について定めたものでございますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことに伴い、国家公務員の防疫等作業手当の特例を廃止する人事院規則の改正が行われたことから、本市においても国に準じて措置した特例を廃止するため、削除するものでございます。

議案件名簿の16ページにお戻りください。

最後に、附則で、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第34号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今、コロナが5類になったので、1,000円あるいは1,500円の特別手当を廃止するという内容だったと思うんですけども、今日の議会に3人の方が代理出席しておられるように、下田市ではまたコロナの蔓延の傾向が見えてるんじゃないでしょうか。国が5類に下げたために、毎日のコロナ感染者の数は報告されないようになっておりますが、現状はどうなのか。本当にもう手当が必要ないような、もう終わったよという状況なのか。それとも第9波が訪れているのか。御存じのところを教えてください。

以上です。

○議長（中村 敦君） 総務課係長。

○総務課係長（内田陽久君） 今回廃止とさせていただきますのは、地方公務員の給与につきましては、国や地方と他の公共団体との均衡を図る必要があるということで、国に準じて設けたものをその趣旨に従い廃止するというものでございます。

今議員のおっしゃるとおり、今現在もコロナは発生は出ている状況ではございますが、防疫作業手当の対象となるような業務につきましては、現在の市役所職員の感染の状況等々があったとしても、現在想定をされないというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松本正一郎君） ちょっと今難しい話が多かったので、私のほうでかみ砕こうと思います。

5類に移行したってことは、取扱いを緩めるというか、コロナについてのそもそも危険だと言われていた、その危険性が下がったという意味なんです。感染して最初の頃、非常に重く重症化して、それで死亡に至ることが比較的高い確率であったわけですね。それが2類という特別な扱いとして、私たちは本当に恐ろしい敵と戦っていたわけです。それを5類に移行したということは、そこまでは恐ろしくないと。従来のインフルエンザと同じレベルの対応でいいんだということになったので、それに従事する職員の時間当たりの手当が従来型に戻っていいよというふうになったということです。ですから、増えたということと、

この取扱いを云々ということは直結しないんですね。たとえ増えたとしても、これはリスクが高いわけじゃないから、今はこうやって社会的に普通の形にしているわけなんですね。ただし、今後のまた様子を見て、場合によってはまた範疇を上げるとかそういうふうになるかもしれませんがけれども、現在のところは、今のそういう国の流れ、全国の流れの中で、もっと言ってみれば世界が全体的にそういうふうにならされてる中で、私たちとしてもこの条例をこのように変えます。こういうふうな意味です。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 議長5番と発言の許可を求めてください。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今、市長さんのお話で、コロナは怖くなくなったとおっしゃいましたが、日本は最初からコロナの罹患率が非常に低かったわけですよ。そして、志村けんとか怖い病状ということで、死が大々的に報じられたわけですがけれども、その後も私ずっと後を追っていたんですけれども、日本人にとってはそんなに怖い病状じゃなかったという、その後のことは省略いたしますけれども、今どういう状況になってるのかということをしっかり把握していただいて、それに対応するシステムが必要ではないかと思います。そして、この手当を下げたままじゃいいものかどうか。ほかの市町と同調してということじゃなくて、下田市独自の考えで行動していただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第35号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋武久君） 議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙18ページから20ページのとおり制定するものです。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う下田市税賦課徴収条例の改正項目のうち、5月臨時会で専決処分の報告をいたしました令和5年4月1日施行分以外についての改正と、入湯税の課税免除項目の追加についての改正となっております。

提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

なお、今回の改正のうち、地方税法等の改正に係る部分は、専決処分の報告をさせていただいた一部改正条例と同様に、国から示されました改正文に沿った内容となっております。

それでは、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、その主な改正内容について条例改正関係説明資料により説明させていただきます。

お手数ですが、議案説明資料の21ページ、議第35号 説明資料①を御覧ください。

概要といたしましては、個人市民税については、森林環境税の導入に伴う賦課徴収方法等の規定の整備、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化。軽自動車税については、三輪以上の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化。入湯税については、災害時における避難所としての使用に関する協定書を締結した宿泊施設等において、被災者が入湯した場合の入湯税を免除するものです。

続きまして、22ページ、議第35号 説明資料②をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

下田市税賦課徴収条例の一部改正について、改正箇所を条ごとに説明させていただきます。まず、第34条の9第2項は、森林環境税の導入により、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除不足額について、森林環境税の納付にも充てられるよう規定するもの。

第36条の3の2第2項は、法規定の新設により、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載の事項の簡素化について規定を新設するもの。

同条第3項から第6項は、第2項の新設による項ずれの反映。

23ページに行きまして、第38条は、森林環境税の導入により、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正等。

24ページ、第41条は、森林環境税の導入により、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等。

第44条は、森林環境税の導入により、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等。

26ページ、第47条は、森林環境税の導入により、地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴う改正等。

27ページ、第47条の2は、森林環境税の導入により、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等。

28ページ 第47条の6は、森林環境税の導入により、地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことによる改正等。

第82条第1項は、地方税法施行規則第15条の15が改正され、ミニカー区分から、三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外したことに伴う改正。

29ページ、第142条第1項は、災害時における避難所としての使用に関する協定書を締結した宿泊施設において、被災者が入湯した場合の入湯税を免除するため、入湯税の課税免除に市長が特に必要があると認めたものの規定を加えるもの。

附則第15条の2、附則第16条の2は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するもの。

お手数ですが、議案件名簿にお戻り頂き、19ページをお開きください。

19ページの下側から20ページの附則でございますが、附則第1条は、条例の施行期日を定めるもので、この条例については、公布の日から施行するものでありますが、第1号から第3号に掲げる規定につきましては、各号に定める日から施行するものであります。

第1号につきましては、第82条の改正規定を令和5年7月1日施行とするもの。

第2号につきましては、第34条の9第2項、第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに附則第2条第1項並びに附則第3条第1項及び附則第3条第2項は、令和6年1月1日施行。

第3号につきましては、第36条の3の2の改正規定及び附則第2条第2項の経過措置は、令和7年1月1日施行。

以下、附則第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置について規定したものです。

以上、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番 長友くに君。

○5番（長友くに君） 今の御説明によりますと、森林環境税というものが徴収されるのを当然のこととして議論がなされていると思いますが、森林環境税がどのように使われてるのかということを考えずに、これにははいはいと言っていいものかどうかと思います。

千葉の市議の会津さんという方からフェイスブックでいつもお知らせが届いてるんですが、森林環境税を使って都会からボランティアを集めて、そして、一、二時間下草刈りをしてもらって、地元の人が豚汁とおにぎりでもてなして帰ってしまう。こういう森林環境税の使われ方でよろしいのかどうかということのを会津さんは疑問視しておられます。

そして、今日、一部の方にお配りしたみどりの下田の5ページに、下田の海で今何が起きてるとということで小林清子さんから資料を提供していただきました。白浜、南伊豆、熱海、小田原、こういうところで磯焼けが起こって伊勢エビがどんどん死んでいる。こういう状態が広く広がっていて、黒潮の蛇行とかいろんなことが言われていますが、やはりこの状況を見たら、森林の未来に向けての整備、森林から栄養分が海に行って、海の生物が育つてるといふそういうことを考えたら、真鶴の魚付き林とか日高昆布の日高地方とかのように、森林の整備というのは喫緊の課題ではないかと思います。

ですから、森林環境税こういうふうにとられますということだけじゃなくて、下田にもし交付されるのであれば、あるいは交付額が少ないようでしたら、しかるべきところに要求して下田の森林の起死回生を図らなければ、南伊豆町の町長さんが嘆いていたような伊勢エビの不漁がどんどん広がっていつてしまうんじゃないかと思います。

ですから、森林環境税をどのように払うかということだけではなくて、それを交付してもらってどのように下田の町を作っていくのか。下田の山を作っていくのかということのを市の関係者や市議の皆さんにぜひお考え頂きたいと思って訴えます。

以上です。

○13番（江田邦明君） 動議

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 議会の運営について動議を申し上げたいと思います。

現在は、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行っておりますが、関連という意味合いで、議員の意見等を述べられている部分がございます。

す。議会運営委員会を開催し、議案に対する質疑について再度議員の共通認識を持っていた
だきたいと思います。賛同頂ける議員は挙手頂ければ、2名以上で提案をしたいと思いま

○議長（中村 敦君） 暫時休憩とします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時42分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

今の13番 江田邦明議員の動議に賛成する議員の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（中村 敦君） 動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩とします。

議会運営委員会を第1委員会室にて開催しますのでお集まりください。

午後 1 時43分休憩

午後 2 時02分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの13番 江田邦明議員の動議について、議会運営委員会で協議いたしました。

議案に当提案理由に対して即していない質問に対しての動議ですけれども、新人議員とい
うこともあり、不慣れだということもあるということで、今回については以後注意するとい
うことでまとまりました。そして、これ以降、やはり同じような議案に即していない質問と
私が認めた場合には却下する場合がございますので、御了承ください。

また、さきの5番 長友くに議員の質問に対しては、当局の答弁を求めるものではありません。

ここで休憩にしたいと思います。2時15分まで休憩します。

午後 2 時03分休憩

午後 2 時15分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第35号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
ての質疑を続けます。

質疑ございませんか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 軽自動車税の21ページの説明資料、議第35号の点ですが、三輪車以外の特定小型原動機付自転車等の割合区分ということになってまして、言葉とイメージが良く分からないものですから、そこら辺の具体的に乗り物としてこういうもんだというような点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、自動車メーカーの不正行為というのは具体的にどういうものがあるのか。承知してませんので、もしそういう事例がありましたら御紹介頂いて、加算する量が10%から35%、大変引き上がっております、厳しい措置になってるということが言えるんじゃないかと思うんですが、そうしますと、自動車メーカーですので、ほとんど市内にはそういうメーカーはないという場合の判断をしますが、そういうことでよろしいのか。県内にあるスズキとかそういうメーカー等でこういう事例というのは、軽自動車に関わるものがあつたのかどうなのか。事例があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 税務課長。

○税務課長（土屋武久君） 軽自動車税の関係ですけれども、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが7月1日から50ccの原付と同じ税率になりますので、今までミニカーに分類されてたもの、ミニカーというのが酒屋さんの三輪の配達バイクとかの一部が多いんですけども、そういうような中に電動キックボードが該当するものがあれば、それはミニカーではなくて原付の一種と同じ税率だよということで、7月1日から変わるということとであります。

もう1点、メーカーの不正行為ですね、種別割とですけれども、軽自動車税のほうでは具体的には事例は現状ではございません。自動車メーカー等が燃費試験データの改ざん等の不正行為を行ったため、エコカー減税等の減税額が変更となり、それまでに軽自動車税の取得者・所有者が納付した軽自動車税の環境性能割、種別割に不足が生じた場合、自動車メーカーを取得者・所有者とみなして不足額を納付させるものであります。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第36号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） それでは、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案件名簿の21ページをお開き願います。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のページ、22ページのとおり制定するものです。

初めに、提案理由ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日付で公布され、令和5年4月1日に施行されたことにより、下田市としても国が定める法令に従った改正を行うものです。併せて、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第130号）が令和4年9月15日付で公布され、令和4年10月1日に施行したことを受け、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料で説明しますので、議案説明資料の30ページをお開き願います。

まず、1番、地方税法施行令改正関係についての説明となります。

（1）の課税限度額の引き上げにつきましては、アの改正内容の表のうち、後期高齢者支援金等課税額を現行の20万円を22万円に改正し、合計欄のように課税限度額を102万円から104万円にするものです。

この改正による影響としましては、49世帯に影響し、90万円余の税収の増が想定されます。ここで補足いたします。

税金についてです。税金は、収入の額に応じて納めるべき税額が決まっていく仕組みとなっております。収入の少ない人からは少なく、収入の多い人からは多くの税金を納める仕組みとなっております。しかし、収入が多いからといって無制限に税金が大きくなっていくことは、自分が使うであろう医療費より高い保険税を納めるということになってしまう。また、そうなった場合には制度から脱退を考えたり、仕事に関するモチベーションを下げってしまうことになりかねませんので、課税限度額という仕組みを導入して、国保税のことですけど、

税金は最大に取ってもここまでですよという仕組みになっております。その限度額を上げるのが、このたびの地方税法施行令の一部改正の趣旨の一つです。

31ページの（3）の表に全世帯に占める対象世帯の分布状況があります。右端のほうを見ていただきますと、下田市の国保の場合、全世帯数の中で約1%がその対象であることが分かります。限度額の対象ですね。

30ページに戻っていただいて、1の（1）の表に戻ってください。従前は102万円まで支払うことが国保税の限度額でしたが、今回の改正で限度額は104万円となり、その影響を受ける世帯が49世帯あって、そのことによって市の税収は90万円上がるという見込みであることが説明されています。

条例の説明に戻ります。

次に、（2）軽減判定所得額の引き上げにつきまして、アになります。改正内容の表に記載のとおり5割軽減を受けられる方の所得基準額の計算式のうち、28万5,000円から29万円に、2割軽減を受けられる方は52万円から53万5,000円に改正されるものです。

次のページをおめくりください。31ページです。

イの改正による影響ですが、軽減対象世帯が合計16件増え、税収は36万5,000円の減となる想定となっております。

ここでその補足をいたします。

こちらの内容は、世帯の収入状況によっては、税金を軽くしようという仕組みである軽減の対象となる世帯を多くして、低所得層から中間所得層の負担を小さくしようとする改正です。

（3）の全世帯に占める対象世帯の分布状況の表を見ますと、現行では5割軽減の世帯は全体の13%、2割軽減の世帯は全体の11%であることが分かります。

30ページの（2）の表を見ていただくと、5割軽減・2割軽減の判定に用いる金額の幅を大きくして、5割軽減・2割軽減の対象となる世帯を増やすという改正内容になっています。

その結果、31ページの一番上の表にありますように、5割軽減・2割軽減となる世帯がそれぞれ7世帯と9世帯増えまして、その結果、市の税収は36万円ほどの減となる見込みであるということが軽減判定所得額の見直しの内容となります。

なお、所得額の高い方からは少し多めに税収を得て、軽減世帯を拡大するという今回の改正は、高所得世帯と中間所得世帯のバランスを取ると評価されております。

説明に戻ります。

31ページを御覧ください。

(2) の雇用保険法施行規則改正についての関係です。

改正内容ですが記載のとおり、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する法律（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、ハローワークにおける雇用保険等の各種業務のフローについて、ペーパーレス化等の検討を行い、ハローワーク業務のBPRを推進することとされていることを踏まえ、失業認定の雇用保険関係手続に際し、マイナンバーカードを提示することで、受給資格証の提出を不要とし、受給資格通知の交付によって手続が可能となるように雇用保険法規則の改正が行われました。このことに伴って、国民健康保険の特例対象被保険者等に係る申告の際に、雇用保険受給資格通知の提示によって申告を行うことができるように改正するものです。

ここで、この件について補足させていただきます。

ハローワークで失業の認定を受けますと、国民健康保険税の軽減措置等を受けることができます。今まではハローワークが顔写真付の雇用保険受給者資格者証というものを発行して、その書類を持って国民健康保険の窓口で手続を行っていました。

今後は、ハローワークでの手続の際には、マイナンバーカードによる身分証明が可能な場合は、ハローワークで発行する書類は、顔写真なしの雇用保険受給資格通知というものになるため、市の国民健康保険条例にその通知書類名を記載するという内容になっております。

マイナンバーカードの普及による事務手続上の変更となっております。

説明に戻ります。

32ページをお開きください。

議第36号 下田市国民健康保険税条例（昭和36年下田市条例第12号）の一部改正新旧対照表です。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

32ページ、第2条3項及び第23条1項中、20万円の金額を22万円に。

続いて、第23条1項第2号、次のページ、33ページをお開きください。

上から2行目、28万5,000円を29万円に、その下第3号の52万円を53万5,000円に、ページ下段の第23条の2のうち、第24条の2の記述を第24条の2第1項に変えます。

34ページをお開きください。

第24条の2第2項、その他特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類をまたは雇用保険受給者資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）にその下、これらを

句読点を入れた、これらに。

同ページ下段の第2項中、第23条第1項を第23条に、同項を同条第1項に。

35ページをお開きください。

第3項中、第23条第1項を第23条に、第4項中の第23条1項を第23条に。

36ページをお開きください。

第6項の第23条第1項を第23条へ、第7項も第23条第1項を第23条へと整理します。

37ページをお開きください。

第8項中の第23条第1項を第23条へと、第9項についても第23条第1項を第23条へと。

38ページをお開きください。

第12項中の第23条第1項を第23条へと、第13項39ページに進んで上から3行目になりますが、第23条1項を第23条へと改正するものとなっております。

40ページをお開きください。

令和5年4月25日付、下市国第81号により下田市長より諮問のありました、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、下田市国民健康保険運営協議会の答申となっております。

続きまして、議案件名簿にお戻り頂いて、22ページをお開きください。

附則でございますが、第1項として、この条例は、公布の日から施行する。第2項として、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上、大変雑駁ではございますが、議第36号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（中村 敦君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第36号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第37号及び議第38号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○議長（中村 敦君） 財務課係長。

○財務課係長（新谷大輔君） それでは、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）及び議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括して御説明申し上げます。

別紙水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならないもの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を初め国県補助等が採択されたもの、及び令和4年度ふるさと応援寄附金で令和4年度中に基金積立ができなかったもの等を中心に補正予算を編成しました。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,944万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,997万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、その内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は「第2表 地方債補正1追加」による。第2項地方債の変更は「第2表 地方債補正2変更」による。というもので、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は、1件でございます。

起債の目的、河川緊急浚渫事業、限度額2300万円は、災害の発生及び拡大の予防を目的に、3本の準用河川において浚渫工事を実施するため、緊急浚渫推進事業債を発行するもの、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、7ページ、地方債の変更は、2件でございます。

1件目、起債の目的、消防団車両整備事業につきましては、購入予定車両の変更による減額に伴い、限度額1,530万円を限度額1,240万円に減額するもの。

2件目、起債の目的、下田市民スポーツセンター改修事業につきましては、特定財源としてスポーツ振興くじ助成金の内示を受けたことに伴い、限度額3,410万円を限度額2,830万円に減額するもの。

いずれも、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、お手数ですが、別冊の補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

企画課関係、14款2項1目3節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,886万8,000円の追加は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地域の実情に応じた事業を実施するために交付されるもので、内訳として、低所得世帯支援枠分7,493万9,000円、推奨事業メニュー分9,392万9,000円となっております。14款2項1目13節国庫・デジタル田園都市国家構想交付金250万円の追加は、下田市観光協会補助金のうち、黒船祭分に対する補助金を受け入れるもの、18款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金300万円の増額は、充当先事業費の増額によるもの、20款5項4目20節雑入250万円の追加は、大賀茂区の祭典用備品購入に対して、自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

財務課関係、19款1項1目1節繰越金1億7,000万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。21款1項3目7節河川債から、同6目2節スポーツ施設債までの地方債の増減は、先ほど予算書6ページ、7ページにて御説明申し上げた地方債の追加1件及び変更2件に係るものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

防災安全課関係、14款2項1目14節国庫・消防団設備整備費補助金161万5,000円の追加は、消防団活動服の購入に対するもの、15款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金146万6,000円の減額は、消防団車両の購入の組み替えによるもの、20款5項4目20節雑入80万円の追加は、地域防災組織育成助成事業として、弥七喜区自主防災会の可搬ポンプ整備に対する助成金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、14款1項2目1節国庫・接種対策費負担金4,068万8,000円の増額、及び

同 2 項 3 目 1 節国庫・保健衛生費補助金2,205万円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種の接種計画の確定によるもの、15款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金27万3,000円の増額は、国民健康保険会計への繰り出しに対するもの、15款 2 項 3 目 1 節県費・保健衛生費補助金9万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う食料等支援制度の終了によるもの。

福祉事務所関係、14款 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金68万円の追加は、重度訪問入浴サービスに対するもの、同 3 節国庫・生活保護費補助金74万8,000円の追加は、生活保護システム改修への補助、15款 2 項 2 目 1 節県費・社会福祉費補助金34万円の追加は、重度訪問入浴サービスに対するもの。

続いて、6 ページ、7 ページをお開きください。

観光交流課関係、17款 1 項 4 目 1 節観光費寄附金25万円の増額は、観光振興に対する寄附金を受け入れるもの、20款 5 項 4 目 20節雑入200万円の追加は、伝統芸能である下田芸者の後継者等育成事業に対する助成金を受け入れるもの。

建設課関係、14款 2 項 5 目 1 節国庫・社会資本整備総合交付金257万2,000円の追加は、既存予算の事前災害復興まちづくり計画策定に対するもの、17款 1 項 5 目 1 節都市計画費寄附金120万円の追加は、都市計画事業に対する寄附。

学校教育課関係、14款 2 項 6 目 1 節国庫・小学校費補助金10万9,000円の増額及び同 2 節国庫・中学校費補助金6,000円の増額は、小中学校の感染症対策に対するもの。

生涯学習課関係、20款 5 項 4 目 20節雑入1,060万円の追加の内訳といたしまして、スポーツ振興くじ助成金640万円は、下田市民スポーツセンター体育館部分のLED化に対するもの、地域づくり助成事業の420万円は、移動図書館車両購入に対するものでございます。

次に、歳出でございまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

企画課関係、2 款 1 項 5 目 0174都市交流事業150万円の増額は、ニューポート市訪問団旅費の増によるもの、2 款 1 項 8 目 0240地域振興事業258万円の増額のうち、自治総合センターコミュニティ助成金補助金は、大賀茂区の祭典用備品購入に対するもの、地区集会場建築補助金は下大沢区に対する補助、同0248政策推進事業200万円の追加は、特別交付税措置に伴い、地域おこし協力隊に対するサポート業務委託を行うもの、同21目0405ふるさと応援基金3,541万5,000円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

財務課関係、2 款 1 項 6 目 0210財産管理事務400万円の追加は、シルバー人材センターに

隣接する市有地のり面のハラミに対応する工事費、12款1項1目予備費292万5,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款7項1目0753防犯対策事業3,530万円の追加は、委員謝礼及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、行政区へ防犯灯LED化のための補助を行うもの、2款8項1目0861防災組織育成事業80万円の追加は、弥七喜区自主防災会の可搬ポンプ整備に対する補助金、同2目0895防災基金204万7,000円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、8款1項2目5810消防団活動推進事業504万6,000円の追加は、消防団の新活動服の購入及び令和4年度分消防団員退職報償金の精算に伴う返還金、同3目5860消防施設等整備事業122万2,000円の減額は、当初2台を予定していた消防団車両の購入を河津町からの中古車両購入を含む計3台の購入に組み替えるもの。

市民保健課関係、3款7項1目1902保険基盤安定繰出金36万5,000円の増額は、保険基盤安定繰出金の増、4款1項2目2000保健衛生総務事務20万円の増額は、福浦のドクターヘリポートの修繕、同2目2022感染症対策事業9万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う食料品等支援の終了、同2023新型コロナワクチン接種事業1,863万8,000円の増額は、令和5年度年間接種計画の確定に伴う増。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務3,632万8,000円の増額は、令和4年度分の住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の精算による返還金、同1015価格高騰重点支援給付事業1億980万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠として実施するもので、住民税非課税世帯に対し3万円の給付金を支給するもの。

10ページ、11ページをお開きください。

同2目1053地域生活支援等事業136万1,000円の増額は、重度心身障害者に対し、訪問入浴サービス事業を行うもの、同6目1150ほのぼの福祉基金741万6,000円の増額は令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同3項1目1471子育て世帯応援給付事業6,560万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、高校生以下の児童1人当たり3万円を子育て世帯応援給付金として支給するもの、同10目1730子育て支援基金1,168万9,000円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同4項1目1752生活保護適正実施推進事業204万6,000円の増額は、生活保護システム改修及びシステム標準化対応の支援業務でございます。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住・交流居住推進事業28万9,000円の増額は、地域

おこし協力隊員の活動経費、5款2項6目3550みどりの基金246万4,000円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、6款1項2目4050商工業振興事業525万6,000円の増額のうち、商店街環境整備事業等補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、商店会の街路灯LED化に対し補助するもの、空き店舗等活用創業支援事業補助金は、相談者の増により、当初の8件分から4件増の計12件相当額とするものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業200万円の追加は、伝統芸能である下田芸者の後継者育成に対する補助、同4252広域観光推進事業20万円の追加は、伊豆地域で開催される「ふるさとと文学2023」に対する市町負担金、同5目4385世界一の海づくり基金687万6,000円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業104万7,000円の追加は、下田メディカルセンター駐車場に隣接する市道仲田横枕境通線の拡幅に伴う、不動産鑑定及び物件補償調査業務委託、同3項1目4800河川維持事業2,300万円の増額は、準用河川3本の浚渫工事、同5項6目5465景観まちづくり基金482万円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

学校教育課関係、9款1項3目6020奨学振興事業100万円の増額は、ニューポート市中学生派遣旅費増によるもの、同4目6031特別支援教育体制推進事業121万6,000円の増は、小学校の支援員1名分を追加するもの、9款1項5目6040教育振興基金291万7,000円の増額及び同6目6045奨学振興基金89万7,000円の増額は、令和4年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同2項1目6050小学校管理事業21万8,000円の増、及び次の12ページ、13ページをお開きください。同3項1目6150中学校管理事業1万2,000円の増額は、小中学校の感染症対策に係る消耗品費、同6項1目6800学校給食管理運営事業202万7,000円の増額は、学校給食センター設備等の修繕料でございます。

生涯学習課関係、9款4項4目6500芸術文化振興事業101万8,000円の増額は、改修を予定している国指定文化財の玉泉寺ロシア人墓地の調査関連経費、及び市指定文化財の横川諏訪神社のイチョウの保存に係る補助金、同6目6600図書館管理運営事業529万2,000円の増額は、移動図書館車両の購入に伴うもの、同5項1目6701社会体育活動推進事業100万円の追加は、退任した地域おこし協力隊員の起業経費を補助するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算

(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算書に戻っていただいて、37ページをお開きください。

令和5年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,154万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,954万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の38ページから41ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要の14ページ、15ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目1節国民健康保険税・医療給付費分現年課税分23万4,000円の減額は、軽減判定所得額の引上げに伴う減額、同2節国民健康保険税・後期高齢者支援金分現年課税分74万6,000円の増額は、課税限度額引上げに伴う増額、同3節国民健康保険税・介護納付金分現年課税分4万1,000円の減額は、軽減判定所得額の引上げに伴う減額でございます。3款1項3目1節国庫・出産育児一時金補助金5万5,000円の追加は、出産育児一時金の増額に伴い新設されたもの、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)36万,5000円の増額は、いずれも保険税軽減分に伴う増額、8款3項6目2節雑入1,065万8,000円の増額は、令和4年度の保険給付費等負担金精算金の確定によるものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

歳出でございますが、8款1項3目8530国民健康保険償還金事務431万3,000円の増額は、令和4年度の保険給付費等交付金の確定によるもの、9款1項1目予備費723万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(中村 敦君) 議第37号議案及び議第38号議案の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとの質疑を行います。

まず、議第37号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） 第3号の質疑ですけれども、事業番号0246、電話料、コワーキングスペース使用料、地域おこし協力隊補助金の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

4050の空き店舗等活用創業事業補助金の現状について御説明頂きたいというふうに思います。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） それでは、0246事業の28万9,000円の増額についての御質問でございます。

こちらの事業につきましては、地域おこし協力隊員の活動に関する費用でございます。地域おこし協力隊につきましては、市の産業振興課に席を置きまして、移住希望者からの相談や移住に関する情報発信等に取り組んでいるところでございますが、市役所のほうの相談スペースの不足であったり、インターネット環境といった課題が見えていたところでございます。この課題の解決に向けまして、市内の2丁目、元の農協さんになります。そちらにありますコワーキングスペースのあたりよさんのほうに御協力を頂きまして、令和5年2月から試験的に地域おこし協力隊の活動場所として利用し、その実態について検証とか検討を行ってまいりました。その検証の結果、相談受付時の個室利用であったり、ウェブ環境、またはコワーキングスペースを利用されます市内外の方々との交流というところで、今後の隊員の移住・定住に向けてとか、隊員活動終了後の起業に向けても有効な環境であるというところで、そちらの施設を今後、地域おこし協力隊の活動拠点として利用していきたいというところで、今回の予算でコワーキングスペース使用料と、地域おこし協力隊が相談やいろんな連絡を取るのに使う電話料ということで掲載をさせていただいております。

それから、地域おこし協力隊の活動費補助金につきましては、地域おこし協力隊が地域の実情をもっと良く知る必要があるというところから、7月から3カ月間程度を利用しまして、各地域の区長さんであったり地域で活躍されている方々とヒアリング等を通じて、状況を把握するというような活動を予定しております。それに対する自動車の使用料であったり燃料費というところで今回増額をさせていただいているものでございます。

それから、空き店舗等活用創業支援事業費補助金200万円の増額でございます。こちらの

ほうは、市内の空き店舗を活用しまして、創業・起業される方に対し補助するというものでございまして、今年度当初予算では、前年度の実績を考慮して8件分の予算を上程してあったところでございますが、現在、交付決定等を済んでいる部分で5件、それから相談頂いている部分はそのほかにも6件ということで、当初予算を上回るということが見込まれますので、今回4件分を増額させていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） これね、無駄なんですよ。昨日、おとといの一般質問でも言いましたけれども、相談窓口というのはたくさんあったって意味がないんですよ。だってそうじゃないですか。利用者の方々はどこに行ったらいいんですかって下田来られるわけですよ。市役所がある。当然のことながら。そして、僕がいたNPOがある。そこで今までやってきたわけですね。市役所の中では主に産業振興課の担当者が扱ってきたということで、もちろん4年間相談するスペースもないし、Wi-Fiの環境だって良くないし、そんな中で数字だけ上がってきたわけです。これは今の課長の糸賀さんに文句言ったってしょうがないですけど、前任の方が決められたことで、行政の継続性ということで今取り組まれてるというふうに私は理解してますけれども、それを来て半年しかまだたってないですよ。2月の段階で12月ぐらいに来てるわけですから、この相談員になっている地域おこし協力隊の方は3カ月程度ですよ。それで、ほうり込まれてというか1人でそこに配置されてですね、一体何ができるんだって話ですね。今でもまだ半年しかたってない。少なくとも僕は20年下田にいて、それで空き家バンクを通じて移住相談に乗ってきました。100人以上の方の移住相談乗ってきてます。その中で4年間で2人の人材を育てて、今その方々が当たっています。そんな中で、支援員の方、相談窓口の地域おこし協力隊の方が来られて、実際、半年で何ができるんだって話ですよ。彼のところに僕聞き取りにも行きました。できんのおまえってね。できません。1人じゃできません。毎朝、市役所に来て打ち合わせをして、その事務所に働きに行ってるわけですけども、あたらよのワーキングスペース、かなり音響がひどくてですね。人が話をするような環境じゃないんですよ。1組ずつ話すと全部で音響は響いちゃうわけですよ。ハウリングしちゃうような状況で、その中に仕切りがあって、ワーキングスペースとして貸し出してる。そこのところは既に借り手がいらっちゃって、事業としてそれなりにあたってるとのかもしれないですけど、そんな方がいる。耳に聞こえる状況の中で相談なんかできるわけじゃないじゃないですか。もうちょっとやっぱりちゃんと何て言うんですかね、ある程

度、密室とまでは言わないですけども、きちんと相談が受けられる窓口であるべきで、しかも、このあたによには、僕が調べた限りでは受付がないわけですよ。協力隊の子がいるだけなんです。すなわち協力隊の人がまさしく店番のような形でそこにいるという現実ですね。13万5,000円、そんな別に大きなお金じゃないけれども、コワーキングスペース使用料ということであたによのほうに支払ってるというていになってるわけですね。なおかつそこでコワーキングスペースしている人たちとコミュニケーションを取ってと言うけれども、4つか5つしかなくて、そこは大体普通に使う人たちが来るだけで、その人たちとどんなコミュニケーションを取って、移住定住あるいは関係人口促進に結び付いていくのか。しかもそこに地元の人には来ないわけですよ。僕は、初めに空き家バンク事業やったときに、40の区長のところに全部回らせていただいて、挨拶をして、いろんなところでいろんな関係を作りながら、移住定住というところで勤めて4年間やってきたわけですけども、ですからどこに行っても頼りになる方がいらっしゃって、その方々に就職の相談であるとか定住の相談来られたときに、ごみをどうするんだ、そういう問題からですね、来られた後もお世話できるようにということやってきたわけですよ。そういうふうな私から見ると、これ一体何でこういうことになったのか。何でこういう不合理なことがまかり通ってるのかということに憤りすら覚えるんですね。一体どこに行こうとしているのか、下田市は。今までやってきた移住定住のうまく行ってきている状況の中をもうちょっとうまく生かすためには、やっぱり1つのプラットフォームにして、そこに皆さんが利用しやすいような形のものを提供していくというのが筋だと思うんですけども、それをできないと言っている協力隊の人を1人派遣してそこに予算まで付けてくるというのは、これは何て言うんですかね。何とも言い難いというか。そんなようなことを感じるころです。これはやっぱり僕は削除すべきものだと思いますけれども、明日また委員会のほうでもお話ししたいと思います。

続きまして、空き店舗の活用の4050です。こちらのほうですけども、非常に人気があるということで良かったなということですけども、ただ、一部の既存の下田市の事業者さんの中からは、店舗を開けてくださる方がいらっしゃるのはありがたいけど、ここで踏ん張って頑張っている我々に対しては何の手当もないのかというね。そんな声がちょっと聞こえ始めてきている。すなわち、新しいお店ができてきているということの証だと思いますけれども、そういった人たちの声もきちんと聞いた上で、空き店舗活用事業補助金というのは執行してしかるべきじゃないかというふうに考えております。すなわち、現在の要綱を読みますと、同じ事業者が何度でも交付を受けられるようになっています。すなわち、禁止事項がな

いわけですね。複数回利用の禁止事項がない。さらに解析すれば、同じ事業者が、あるいは個人が所有する土地、建物を賃貸し事業を行う場合でも、事業者は上物を借りている人になりますので交付を受けられる。これはどういうことかといいますと、特定の事業主、あるいは個人が本補助金を使ってたな子を探し、不動産業を展開することができてしまう。これはやっぱりちょっと不平等ではないか。そのこと自体お店がたくさんできるからいいねということになるわけです。でも、実際、ちょっとどうなのという感じの業者さんといいますか、個人といいますかが買いあさり始めてるわけですね、下田の土地、建物。それが空き家バンクというものの中では要綱がありますので、その要綱に適さない人はお断りしているわけですが、そうした人たちも当然のことながら、別に空き家バンク使わなくてもいいわけですから、ほかのところで不動産を手に入れて続々と入ってきているというのが私の印象です。ですから、この補助金事業を僕は否定するつもりはありませんけれども、要綱をこの際ですから平等の原則が担保されるように改正をしていただきたい。改正をした上で、この予算案を通していただきたいというふうに考えてます。

その内容ですけれども、同じ事業者、あるいは個人による複数回の申請を禁止する。あるいは2年間禁止するとかそういった要件を付けること。本補助金を申請するに当たり、申請者に土地建物所有者の登記事項証明書、これはいわゆる登記簿謄本ですけれども、コピーを提出することを義務付ける。3として、土地、建物の所有者が同じ場合、コピーを提出して分かって同じ場合、1と同様の申請を禁止する。あと1つ懸念事項がありまして、第6条の中に「補助事業に係る改修等を行う場合の施工業者は、市内に事業を有する業者とする。ただし、特殊な内外装工事等での市内の事業所では施工できない場合は、この限りではない。」とされているわけですが、この文章の中の特殊な内外装工事で市内の事業者では施工できない場合、これは誰がどうやって認定するのか。非常にあいまいな記載になってるわけですね。すなわち、特殊ですからと言えば済んじゃうような記載なので、極めて不分明であり、事実上、市外の業者も何の支障もなく工事ができるような状況になっている。内装ってそこまで難しくない。設計は多少難しいですけどもね。というようなことになってる。ですから、第6条の中にある「ただし、特殊な内外装工事等で市内の事業所では施工できない場合は、この限りではない」との文言は削除すべきではないかというふうに考える次第です。

それで、この要綱を変更する理由があるのか。そして、先ほどの0246のほうにいたしましたは、合理的な説明を。なぜそこにお金を払ってまで相談のできない人が、相談を受けられ

ない人が配置されなければならないのか。そこにはカレーをできるように調理施設があつて、週末、将来カレーをやりたいという彼が使ってますけれども、そんなものは別に週末彼が借りればいいだけのことなので、全く合理性を感じないというところで、そんな大きくないお金ですけれども、合理的な説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） まず、あたらよさんの利用についてです。そちらのスペースについては、1人で行って経験もないというところでございますが、そういったことも含めて、今回また補正予算でお願いをしている活動費の補助金のほうで各区を回って、交流関係とか人脈を作っていくというところをやっけていこうというものでございます。

それから、地域おこし協力隊だけが相談窓口ということではなくて、地域おこし協力隊の方については、移住定住コーディネーターというふうな役割をお願いしているところございまして、市外の移住を希望される方と地域の方との交流であったり、地域にも既に移住されて来ている方からの相談を受けたりとかそういったようなものを目指しているところでございます。そのスペースについては、市内・市外またテレワーカーの方とかも利用されて、宿泊もできるような施設で、市外の方もそこを御利用されるというところで、そういう方々との交流も生まれるというところで検討として考えています。

それから、地域おこし協力隊の方については、移住コーディネーターとして活躍していただくということはもちろんですけども、地域おこし協力隊のもう1つの目的として、下田市への定住・定着という部分もございまして。国のほうから来ている特別交付税の使用途として、地域おこし協力隊の定住・定着に向けた活動に対する経費という部分も認められているところでありまして、地域おこし協力隊の方は、隊員の任期終了後は自分で起業したいというような希望を持っておられます。あたらよさんのほうでは、起業をされている方とか起業をしようとしている人たちのグループがありまして、そこでイベントも開かれる。そういうところに地域おこし協力隊の方も参加をしていると。私どもとしましては、今後の定着・定住に向けた支援としても、この場所がいいのではないかとというところで、今回、補正予算として提案をさせていただいているところでございます。

それから、空き店舗活用の補助金でございますが、今時点で同一の申請人が2回3回とその補助金を使っているということはございません。所有者の部分にまで申請のところチェックはしてないものですから、建物の所有者というところはちょっと把握はしていないとこ

ろでございます。ただ、空き店舗の活用の補助金の目的としましては、市内で増えている空き店舗を活用していただいて、新たなお店を開いていただいて、市内ににぎわいを創設すると、そういったところを目的としているところでございますので、また要綱の中で特段不具合があれば、その部分は見直していく必要があるかと思いますが、そういったような考えで実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 7番 岡崎大五君。

○7番（岡崎大五君） 全然、合理的な説明になってないですよ、申し訳ないけど。要は、お金を出すに際して、市のほうから予算を付けるに際して、別に特段反対するというような立場ではありませんけれども、合理的な説明になってない。すなわち、ここを選んだ理由も分からないし、ここに対してお金を払う理由も分からないし、能力のない人が誰によって育てられるのか。そういう育成プランもできてないし、何かおためごかしみたいな形で、この人の将来を考えてますって何も考えてないのと一緒じゃないですか。糸賀さん本人とかは考えてらっしゃると思いますよ。けども、制度の中でどう考えていくかということなんです。あそこがキッチンスペースがあるから、カレーやりたいから、カレーのできると言っても、そんなのは別にそこにいなくたってできるわけだし、あるいは移住者のそういう集まりがある。僕も入ってますよ、移住者の集まりに。移住者が集まりがあるからって、彼が育つわけじゃないですよ。彼自身ができないって言ってるんですよ。1人じゃできませんって言うんですよ。教育を受ければできるかもしれないけど、1人じゃできませんって言うんですよ。その現実に対してやはりこの予算案は、ちょっとやっぱり乱暴じゃないかなという気がするんですけども、それと、空き店舗等活用創業支援事業のほうですけども、一番やっぱり問題なのは、まだ調べてないところのものだと思いますけれども、やはり不動産ブローカーが暗躍してるという話は僕の耳には入ってます。僕の耳にはね。でも、それが事実かどうか僕はまだ調べてない。ですから、そこら辺はきちんと調べていただく必要があるかと思います。

終わります。

○議長（中村 敦君） 質疑の途中ですけども、ここで休憩したいと思います。3時30分まで休憩します。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時30分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

質疑ございますか。

12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） 予算書の19ページをお開き頂きたいと思いますが、0753防犯灯対策事業の地区防犯灯整備事業補助金、価格高騰重点支援金3,500万ほど出ておりますが、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

そして、これは同様に23ページの商店街整備事業補助金、これも価格高騰重点支援分ということで、市内3カ所の通りのLED化というんでしょうか。商店街の街路灯を直すということのようですが、状況が御案内のように商店街も空洞化をしていって、お店がどんどん閉まってしまうと、町の明るさも保てないという状況が一方で生じているのではないかと思うわけです。だんだんと電気代も通りとして払い切れないよ、こういう事情が出てこようかと思うんですが、LED化をすることによって電気料がどのぐらい節約できるのかな。商店街がどんどん疲弊をしていくという状態の中で、現状、町の明るさというんでしょうか、そういうものが保てるのかという心配がありますので、この事業の内容についてまずお尋ねをしたいと思います。

それから、19ページの価格高騰重点支援事業1億980万円で、例の住民税非課税世帯に3万円ずつ交付をするという事業かと思うんですが、21ページを見ますと、電気・ガス・食料品等価格高騰支援給付金9,900万円、3万円で割ると3,300世帯という数字が出てきますけども、そういう世帯に交付するということでよろしいのか、9,900万円を交付するのに約800万円ほどの経費をかけると、価格高騰重点支援システム改修委託に400万円、それから職員の人件費等も含めて800万円ほどかかるんですよという予算になっておりますが、給付額と給付するための経費のバランスというんでしょうか。これらのものをどのようにお考えになってるのかお尋ねをしたいと思うわけです。

そういう観点は同様に、1471事業、子育て世帯支援事業におきましても、6,300万円の交付に対して220万円のシステム改修だと。これにつきましてもシステムと交付の内容、システム改修しなければできないものなのか含めて、交付の内容についてお尋ねをしたいと思います。これまた子育て支援も5万円、3万円でしたっけ、交付だったかと思うんです。

それから、25ページの4800事業、河川維持事業でございますけども、主要河川3河川の浚

濁をするんだという御説明だったかと思うんですが、主要河川はどことどこで、その河川のどのあたりを浚渫しようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

当然、災害等を避けるためには、河川の浚渫は大切な事業だと思いますが、この河川の浚渫が下田港の水を汚染するといえますか、茶色のような形になって、外防波堤もできてるといふ現状の中で、大浦や市内の下田港に隣接している水質ですね。そういうものに悪影響を与えないような工事の仕方をしていただかなければならないというふうに思うわけですが、どのような形でそれを進めようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） 私からは、19ページ、753事業でございますけれども、地区防犯灯整備事業補助金、価格高騰重点支援分3,500万円の内容につきまして御説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和4年9月、それから令和3年12月の矢田部議員の質問でいろいろ御答弁させていただいた件に関連するものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがございます。その中で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というのがございまして、その中のメニューで事業者支援ということで、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援というのがございます。

内容を読みますと、街路灯等の維持を含め、自治会等の負担緩和などの支援を行うものに適応するものでございます。

具体的な内容といたしますと、今、市のほうで把握しています区が所有する防犯灯が約700カ所ございまして、本体と取り付け費と処分費を区が主体となつてする工事に購入単価の限度額約5万円を想定しておりますけれども、こちらに補助をするというようなものでございます。

したがって、3,500万円は対象数700カ所、購入単価限度額が5万円ということで、3,500万円という形になってございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 私からは、23ページのほうでございます。

商店街環境整備事業等補助金、価格高騰重点支援分について御説明申し上げます。

こちらのほうの補助金につきましては、対象を商店街の街路灯の設置をしている団体としております。下田市内には現在15通りに商店街が設置されてございますが、そのうち商店街の街路灯のLED化が未整備の通りがですね3通りございます。3通りの方々とも御相談をさせていただいて、今回2通りの方々からぜひやりたいということでお話を頂いているところでございます。

内容としましては、照明器具であったり取替え工事費、撤去処分費について補助をするというもので、実際の費用がどれぐらい下がるのかというところは、まだ実際の取付器具等にもよりますが、各商店街の方のお話ですと、今後また電気料金値上げが予想されておりますが、そうなった場合でも現状の負担以内でやっていけるというところで、今後も商店街街路灯を継続していけるといふうなお話を頂いているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうから、予算書19ページの1015事業の関係でお答えしたいと思います。

事業内容でございますけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして行う事業でございますが、この交付金が大きく2つございまして、低所得世帯支援枠と、それから推進事業メニューというものでございまして、このうちの低所得世帯支援枠に当たる事業でございます。言ってみれば、今回の交付金については、必須のような形で行う事業ということでございまして、概要といたしますと、令和5年度の住民税が非課税となる世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を交付するという内容になります。

お尋ねの3,300世帯でよろしいのかどうかということにつきましては、3,300世帯ということで予算のほうを計上させていただいているところでございます。

それから、給付額と事業費についてのバランスというところでございますけども、事務費のほうにつきましては、昨年度、一昨年度行われてきました給付金の事業の実績をかんがみまして、今回も12月末までに事業が終わるような形でスピーディーに進めていきたいというところで、それなりの体制を整えるために会計年度任用職員の雇用を考えているところと、それから、システム改修費、そのほか所要の経費を計上させていただいているところでございます。

もう1つ、私のほうからは、1471事業、こちらが21ページになります。

1471事業につきましては、子育て世帯応援給付事業ということでございますが、ただいま

低所得世帯の支援枠のほうの説明をさせていただきましたけども、1471事業につきましては推進事業メニューということでございまして、先ほど防災安全課さんのほうは事業者支援の推進事業メニューということでございましたが、子育て世帯応援給付事業につきましては、生活者支援というものが推奨事業メニューの中にございまして、それに沿った形で事業設計をしたものでございます。

内容につきましては、18歳以下の高校生までを養育される世帯を支援していこうというものでございまして、給付対象となる児童生徒1人につき3万円を交付するというものでございます。

システム改修が必要なのかということでございましたけども、これまでもこうした給付金の事業を行う際には、必ず対象者を必要なデータから課税情報ですとか、住民基本台帳のデータですとか、突き合わせたりしまして抽出する作業がございまして、それについてはシステムベンダーのほうに委託をして改修をしないことには抽出ができないというところがございまして、今回もそのような経費を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、河川緊急浚渫工事についてお答えいたします。

まず、場所についてですが、3河川におきましては、まず落合、稻生沢川がございまして、その落合の部落に向かって落合川というのが流れています。その先に里川という川がありまして、まず1つ目はそこの浚渫。2つ目としましては、吉佐美グラウンドの横に大浜川という川が流れています。そこの箇所を浚渫します。3つ目といたしましては、白浜の大浜に流れている、区の駐車場があると思います。その裏あたりに下条川という川が流れております。そこを浚渫します。

場所におきましては、大浜川と下条川に関しましては、河口付近の浚渫を中心にやりたいと考えております。里川につきましては、すいません、特定の場所をちょっと今把握していないので、また委員会で場所についてはお知らせいたしたいと思います。

下田港への影響があるかどうかということなんですが、今回、たまった土砂を機械を使って取り除き、それをダンプで運搬して適切な処分場へと運んでいく計画といたしますので、下田港への影響はないと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。

準用河川、市が管理している河川の浚渫をするというのは、今まで余り自分の記憶になかったものですから、今後も定期的にやられるような形になるのか。ここの3河川、里川と大浜川と下条川の浚渫というのは、地元からも大分要望が出てたんでしょうか。どういう状態になれば、こういう浚渫をするという判断になるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、価格高騰重点支援事業、非課税世帯への3万円の交付でございますが、今年は10月ぐらいまでには全部交付できるように頑張るといことで、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、従来と同じように、こちらで一定の書類を出して本人からの確認を取って送るといような形になるのか。それは1471事業も1015事業も前回と同じようにやられるのかなと判断をしますけども、そういう形で考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 河川浚渫工事におきましては、過去においては市の単費で要望等に対してたまった土砂を浚渫した経緯がございますが、近年ですと、工事費の確保という課題があった中ですが、近年、緊急河川の防災事業債というのは交付税の措置も出て、そういう新たな制度ができましたので、区の要望等に対して、たまっているところを市のほうで調査し、必要なところについて、今回、緊急に必要だというところで判断し、今回、3河川を計上したところでございます。

今後も継続的に災害の未然防止という観点におきましては、こういった事業を活用して未然の防止、優先順位等々も考慮しつつ、浚渫に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） まず、1015事業のほうからでございますが、価格高騰の非課税世帯の対象とした給付金につきましては、議員おっしゃるように、従来と同じような方式を取ることで考えております。こちらのほうで通知を出しまして、内容を確認したことについてチェックしていただいて御返送頂いて、それに基づいて給付できるように手続を進めてまいりまして、12月末には事業が全て終わるようなことで進めていきたいと考えております。

それから、1471の子育て世帯のほうの給付金につきましてはプッシュ式で、これもやはり前年度と同じような方式になるわけですけども、こちらのほうで把握してございます児童扶養手当の対象の方ですとかそういったところについては、プッシュ式で交付ができるように、できるだけ手続を簡略化して進めていきたいというふうに考えているところです。一応、予

定としましては、議決頂ければ、8月末を目途にプッシュ式で交付できるところについては、そこを目標にして進めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 12番 沢登英信君。

○12番（沢登英信君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

23ページの世界一の海づくり基金積立金687万6,000円ですが、この数字はどこからこういう数字になったのかという点と、この基金に積んで具体的にこういうところというものが想定がされてるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、27ページの学校給食の運営管理費の修繕費202万7,000円ですが、修繕の内容とどうか、どういうところが壊れて修繕をしようということなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 観光交流課長

○観光交流課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、世界一の海づくり基金の積立金について御説明申し上げます。

こちらのほうは令和4年度の積み残し分及び返礼品精算分の確定によるものでございます。

使い道ですけれども、充当先につきましては、令和5年度につきましては、自然体験活動推進協議会補助金に200万円、下田市夏期海岸対策協議会補助金700万円、世界一海づくり推進業務委託に300万円を予定しております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 学校教育課課長補佐。

○学校教育課課長補佐（増田義和君） ただいま御質問にありました学校給食の修繕でございます。こちらにつきましては、これまでに実施しましたボイラーポンプ、ボイラー逆止弁、蒸気釜バルブなどの緊急的な修繕が発生したほか、今後、夏休みに実施するものとして、減圧弁の修繕等を実施する予定でございます。そうした修繕費の不足額をこちらによりまして補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 先ほど河川の事業債名をあやふやに答えてしまったので、国の緊急浚渫推進事業債というものでございまして、充当率100%、交付税率が70%となっております。

ます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 他に質疑はございますか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 所管の委員会の部分もございしますが、市長にもお聞き頂きたいという意図がありまして質問させていただきます。

補正予算の概要7ページをお願いいたします。

生涯学習課関連で雑入ということで、スポーツ振興くじ640万円、自治総合センターコミュニティ助成金420万円がございします。それぞれスポーツセンターのLED化、図書館車両の購入ということで歳出のほうに記載がございしますが、こちらについてはもともと助成が決まった中で、LED化については既に事業予算がございましたが、図書館の関係の車両購入については今回初めて出てきたものでございします。この事業の進め方の中で助成が先なのか、事業構想が先なのかというところで御質問させていただきます。

もう1点目が9ページ、防災安全課関係、0753地区防犯灯整備事業、関連しまして11ページ、産業振興課、4050商店街環境整備事業、こちらはLED化を図ることで将来的な経費負担を削減することに目的があると聞いております。

一方で、近年、LED化が進む中で、光害対策、光害は光は光るという字でございします。まちづくりの景観と同じように、夜間における景観に対しこの光が害となっているというものでございします。例えば、夜景が見づらくなるであったり、明る過ぎることによって近隣の住宅に光が入り込む、また、海岸沿いではウミガメ等が日中の光と間違いそちらに進んでしまうというところでございします。幾つかの自治体ではそうした対策で条例を掲げているところもございします。今回なかなか条例の制定というのは難しいと思いますが、早急にできる対応としては、既存のLED灯の蛍光色等から電球色等に変えることで、町並みまた光の柔らかさというものが考えられます。そういった取組を今回の補正の中で御検討されているかどうか、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、スポーツ振興くじtotoの助成金と自治総合センターコミュニティ助成金ということで移動図書館車の購入を予定しています。助成になります。スポーツ振興くじのほうは、当初から事業のほうはLED化ということで決めていまして、そういう中で、totoの補助金が見えるのではないかとということで申請をいたしま

した。ですから、事業のほうがある意味先で、助成のほうは後という形にはなりません。ただ、初めてでして、助成の審査も非常に厳しいというような状況の中で、最初担当のほうがいる協議した段階では対象にもなりませんというようなことも言われてまして、施設全体でのLED化の中で、スポーツの部分ということで体育館のみが対象になるというようなところで、非常に経費を細かく言われて、こちらで思っている体育館に関連する経費はこうですということで説明を担当のほうが行った中で、ようやく認めていただいたというところの中で、今回、助成について内示を頂いて上げさせていただいているというような状況になっています。車の方は、どちらかという助成のほうというところで、当初には見込んでいなくて、申請のほうが付くかどうか分からないというところもあったものですから、移動図書館車の購入は助成が付いた段階で上げさせてもらうということの中で、計画的には移動図書館車は将来的にはぜひ購入したいということで、こども読書活動推進計画のほうにも事業のまちじゅう図書館であったり、移動図書館事業の展開には必要だということで考えていたものですから、今回上げさせていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義君） 私からは、753事業の地区防犯灯整備事業補助金の光害対策、光の害の対策についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、防犯灯はある程度やっぱり明るくなければいけない。しかしながら、明るければ良いというわけではございません。その中で、環境省のほうから令和3年3月の改訂版で出ております光害、光の害の対策ガイドラインというのがございます。それから、日本防犯設備協会の防犯照明ガイドとか、歩行者の安全安心のための屋外照明基準というような基準がございますので、このあたりを参考にいたしまして、補助金要綱の中でそういう制限のほうも考えていきたいなと思っております。

具体的に言ったら遮光板とか、あと、神津島のほうの取組として光害対策型照明、いわゆる上方光束比が0.0%で相関色も300K以下、そういうものもございますので、その辺も参考にして補助金のほうの要綱を作成していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ここで会議時間を延長いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 私からは、4050事業のLED化事業の関係で御答弁申し上げます。

ます。

商店街のほうも同様に、光害対策のガイドラインのほうを参考にさせていただきながら、各通りの方々と協議をして、光害に配慮したものとなるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ありがとうございます。

図書館の車両の関係で再質問させていただきます。

すいません。この後につながるということで御了承頂きたいと思います。

こちらの車両は、これまでどおりのガソリン車を予定しているのか。それとも、ハイブリッドまたは電気自動車、そういった点、現状どのようなお考えをお持ちかお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平川博巳君） 車自体は軽自動車の改造車になっています。俗に言うキッチンカーみたいなあれを図書館車に改良したものが市販で売られていまして、そちらをベースにということで、ガソリン車で、まだハイブリッドだとか電気のほうは出ていないというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 3回目ということで、すいません、今回、予算の中に、電力削減ということでゼロカーボンシティに近づけるような増額の予算がございました。新聞などで沼津市が今後20億円の投資が電気自動車への補助創設ということで、ゼロカーボンシティ宣言に伴う施策というような記事がありまして、ちょっと私も下田市が現状どういう状況かと調べさせていただいたところ、3月6日の施政方針の中でゼロカーボンシティについて宣言し、3月9日に環境省に申請をされたということでございました。議会を知っている私たちは、下田市が今ゼロカーボンシティに向けて取り組んでいるということは承知なところでございますが、まだまだ市民皆様にはそういった下田の取組であったり、宣言したことが伝わっていないと思いますので、その点を今後公表頂きたいということと、今後、こういった増額補正に当たっては、この施策を行うことでゼロカーボンシティ、二酸化炭素排出量削減にどのぐらいの効果があるといった説明を加えて議会に説明頂ければという要望でございます。直接

予算とは関係ないんですが、市長の中で今後こういった増額予算の中で、ゼロカーボンシティに向けてという思いが、9月補正等に向けて思いがありましたら御質問させていただきたいと思います。難しければ結構です。

○議長（中村 敦君） 市長。

○市長（松本正一郎君） 下田市は、確かに議員のおっしゃるとおり、ゼロカーボンシティを宣言しております。遅きに失した感があったんですけども、相当のところがそれをやっていて、私たちも頑張ろうじゃないかと。この場合のゼロカーボンシティは御承知のとおり、本当に二酸化炭素の排出をゼロにするという意味ではなくて、できる限り抑制しようという意味ですね。余り極端なことをやると、実は、ハイブリッドカーはアウトなんだそうですね。水素とかそっちにしろということのようなんです。ですから、トヨタは今すぐ岐路に立たされているというようなことをトヨタのかなり上のほうの人がおっしゃっていました。ゼロカーボンということに余りこだわってしまうと、そういった多様なパターンは結構頭を押さえられてしまう。私たちはもう少し人口の少ない、こういう緑豊かで海もあるような町にふさわしいやり方があろうかと思っています。ですが、それはまだ具体的にどこをどうしようというところまで掘り下げられていない。今のところまだいろいろと当局の中で検討している段階です。ゼブという言葉があるんですね。ネット・ゼロ・エネルギー・ビルと言って、今度造る新庁舎というんでしょうか、今の改修もそうなんですけども、あれもそういった意識の中でなるべくエネルギーを消費を抑えるにはどうしたらいいんだろうか。いろんなことを考えているところでございます。多様性ということであれば、先ほどのLED照明というのもその1つでございますし、いろんなことを今みんなで考えてますので、今後も議員の皆さんにおかれましては、様々な御提案があれば頂戴したいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第38号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第38号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

27日から28日まで、それぞれの常任委員会の審査をお願いし、29日午前10時から本会議を開催しますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 4 時06分散会